

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 素案

藤沢市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象	7
第2章 子ども・子育てに関わる概況	9
1. 本市の子ども・子育てに関わる概況	9
2. 子ども・子育てに関するニーズ調査	21
3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 計画のめざす基本的な方向性	47
2. 計画の基本目標	49
3. 計画の体系	50
4. ライフステージごとの主な取組	52
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	53
基本目標1：子育て支援の充実	53
基本目標2：親子の健康の確保及び増進	57
基本目標3：豊かな心を育む教育環境の整備	60
基本目標4：子育てしやすい生活環境の整備	62
基本目標5：仕事と家庭との両立の推進	63
基本目標6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進	64
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67
1. 子ども・子育て支援新制度の概要	67
2. 教育・保育提供区域の設定について	73
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	74
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	85
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	96
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	97

第6章 計画の推進体制.....	99
1. 計画の推進体制	99
2. 計画の実施状況の点検・評価.....	100

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。

1999年（平成11年）に「少子化対策推進基本方針」、2003年（平成15年）に「次世代育成対策推進法」、2012年（平成24年）に「子ども・子育て支援法」を含む関連3法案が成立し、2015年（平成27年）から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は10年間の時限立法でしたが、2014年（平成26年）の法改正により2024年度（令和6年度）末まで10年間延長されました。なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく計画策定は任意となりました。同法に基づく、「行動計画策定指針」が2020年（令和2年）に改正され、放課後児童対策の更なる推進に向けた「新・放課後総合プラン」の事業計画を市町村の計画に盛り込むこととなりました。

本市では、2005年（平成17年）に「次世代育成支援行動計画」の前期計画（平成17～21年度）、2010年（平成22年）に後期計画（平成22～26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなりました。2012 年（平成 24 年）に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、2015 年（平成 27 年）から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を 3 つの柱とした「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が施行されました。市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき策定することとされています。

本市では、2015 年（平成 27 年）に第 1 期となる「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。第 1 期計画は、子ども・子育て支援法で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」を継承した、子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

第 1 期計画の策定後、社会情勢の変化や国の施策動向を踏まえ、基本指針が改正されました。主な改正内容としては、企業主導型保育事業の創設、幼児教育・保育の無償化に伴う給付の創設のほか、新・放課後子ども総合プランや、児童虐待防止対策・社会的養育、その他制度の施行状況や関連施策の動向が反映されました。

③ 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016 年（平成 28 年）には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本市では、2013 年（平成 25 年）に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。2015 年（平成 27 年）からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

④ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年（平成26年）に同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。法律施行の5年後の2019年（令和元年）に同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

本市では、2018年（平成30年）に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行いました。

⑤ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、2016年（平成28年）に児童福祉法の理念が改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障について、国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割など、改正法では次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

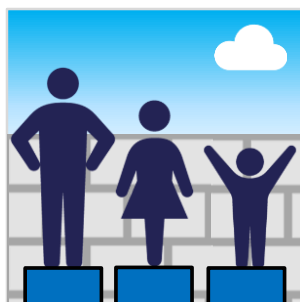
⑥ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

2015 年（平成 27 年）9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年（令和 12 年）を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGs の採択後、日本では 2030 年（令和 12 年）に向けた取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs の取組を推進することが期待されています。

用語解説

平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおかれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることができ公正(Equity)を達成することができます。

(2) 計画の趣旨

子ども・子育てや若者を取り巻く、これまでの社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、本市では、「子ども・子育て支援法」において市町村の策定が義務とされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また、「次世代育成支援対策推進法」において市町村の策定が任意とされている「市町村行動計画」として、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画」として位置づけます。

さらに、本計画を踏まえて、施設の具体的な整備に関する「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」、「（仮称）藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して優先的に施策を講じる「（仮称）藤沢市子ども共育計画」を策定します。

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（本計画）	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21（第2次）	※1
（仮称）藤沢市子ども共育計画	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	努力義務
藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）	市町村整備計画	児童福祉法第56条4の2第1項	任意
（仮称）藤沢市子どもの居場所づくり推進計画	市町村行動計画等	新・放課後子ども総合プラン	※2

※1 「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

※2 『「新・放課後子ども総合プラン」について』平成30年9月14日文科生第396号・子発0914第1号

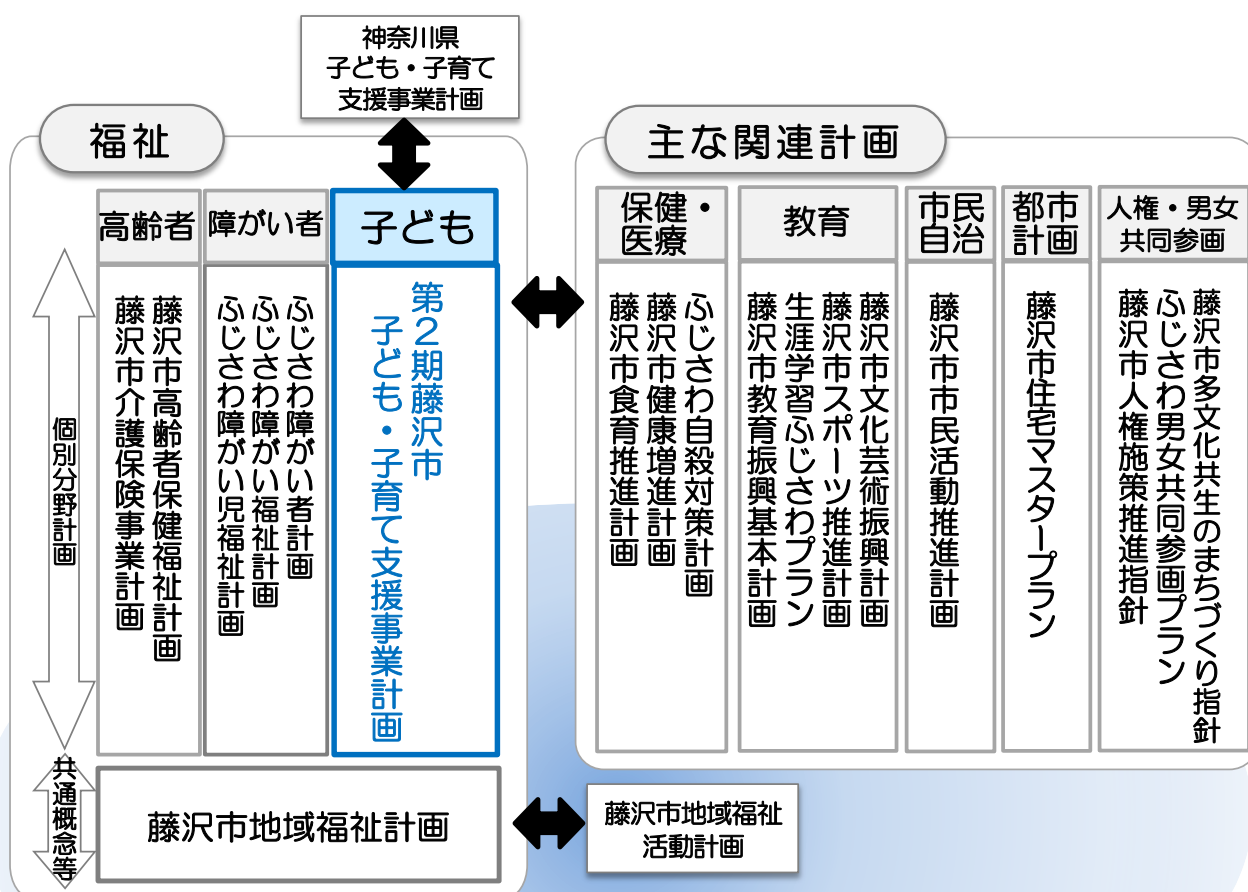
(2) 主な関連計画

① 藤沢市地域福祉計画及び庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画と関連する主な計画

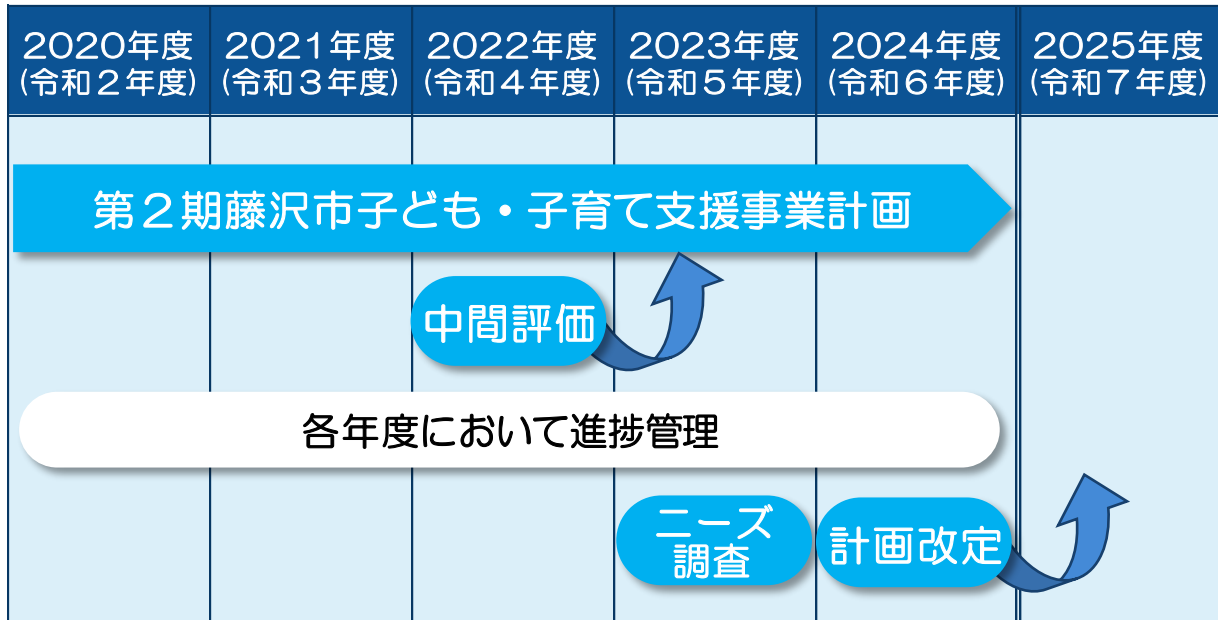


藤沢型地域包括ケアシステム
誰もが住み慣れた地域で、
その人らしく安心して暮らし続けることができるまち

3. 計画の期間

2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画期間とします。

図表1-3-1 計画の期間



※「ニーズ調査」とは、「子ども・子育て支援法」にしたがって国が計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握し、量の見込みを推計するための調査。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期を含む、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象とします。

第2章 子ども・子育てに関わる概況

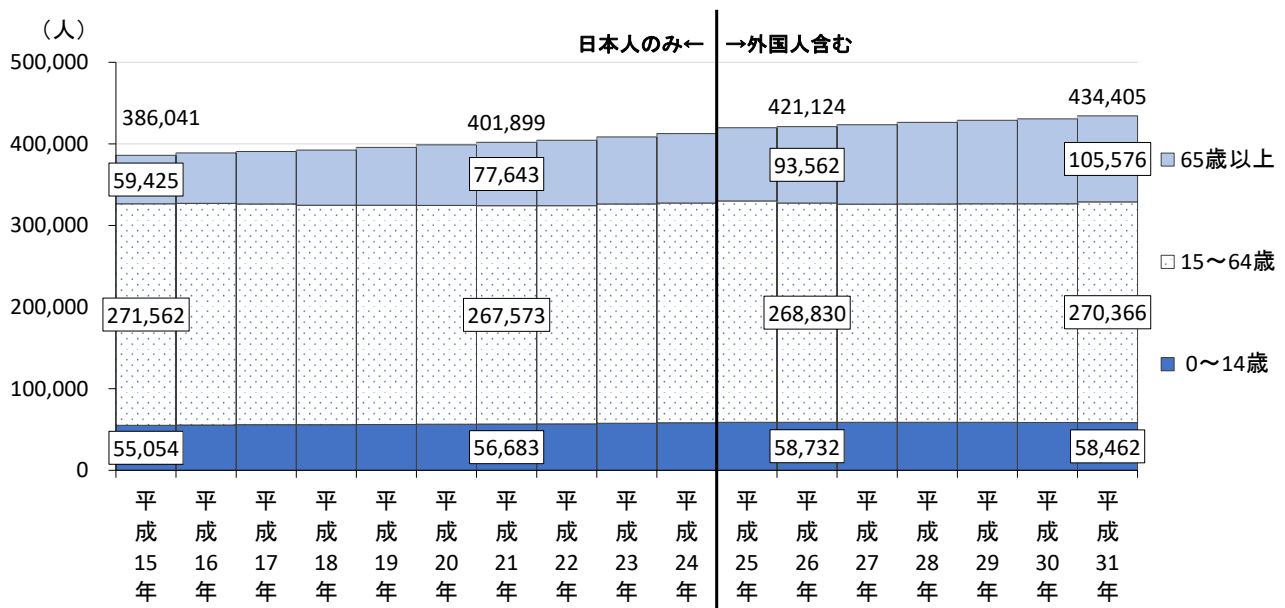
1. 本市の子ども・子育てに関わる概況

(1) 人口の状況

① 本市の人口の推移

本市の総人口の推移をみると、増加し続けており、2019年(平成31年)には434,405人となっています。

図表2-1-1-1 本市の人口の推移(年齢階層別)



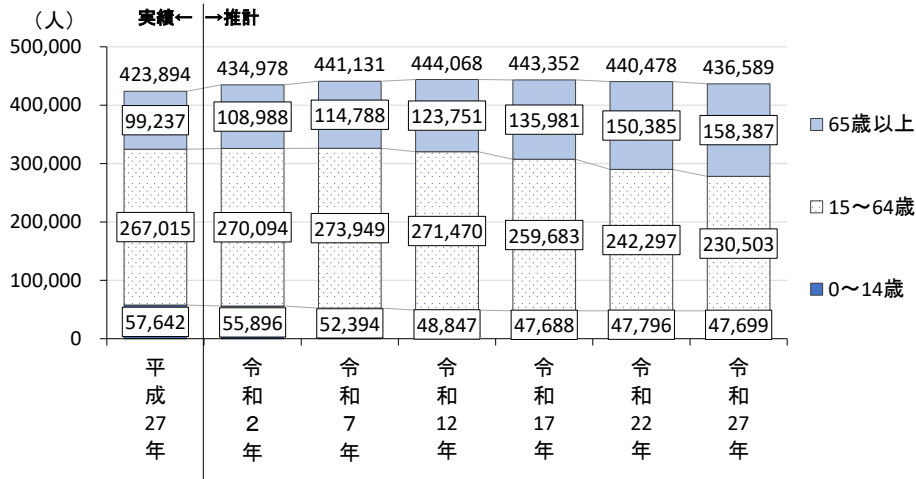
出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

② 将来人口の見通し

本市の将来人口をみると、2030年（令和12年）までは増加傾向が続きますが、2035年（令和17年）からは減少傾向となると推計されています。また、年齢層別にみると、0～14歳は2020年（令和2年）から、15～64歳は2030年（令和12年）から減少傾向に入ると推計されています。

図表2-1-1-2 本市の将来人口推計（年齢階層別）

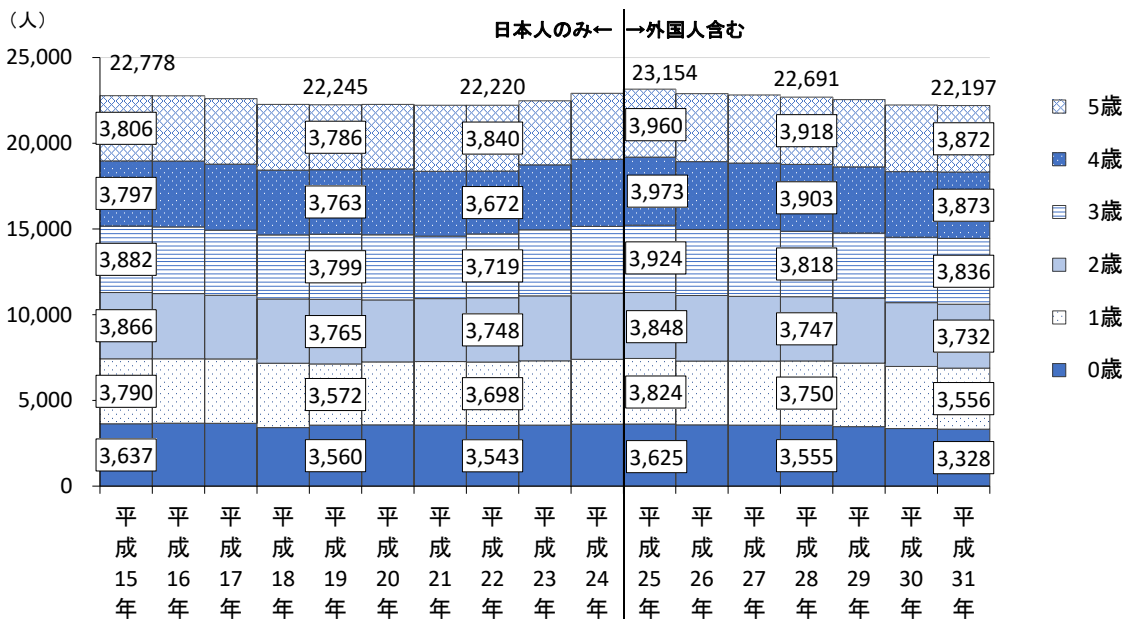


出典：国勢調査を基準とした推計値（平成29年度推計）

③ 就学前児童数の推移

0～5歳の就学前児童数は2014年（平成26年）以降減少傾向にあります。

図表2-1-1-3 就学前児童数の推移（年齢別）



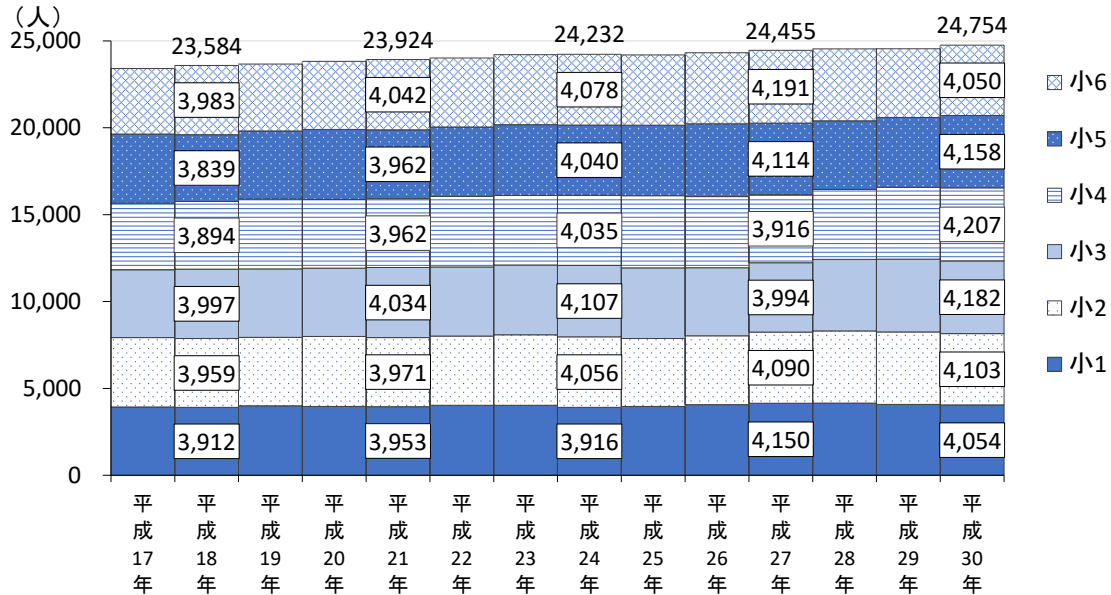
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

④ 小学校の児童数の推移

小学校（公立・私立）の児童数は増加傾向が継続しています。

図表2-1-1-4 小学校（公立・私立）の児童数の推移（学年別）

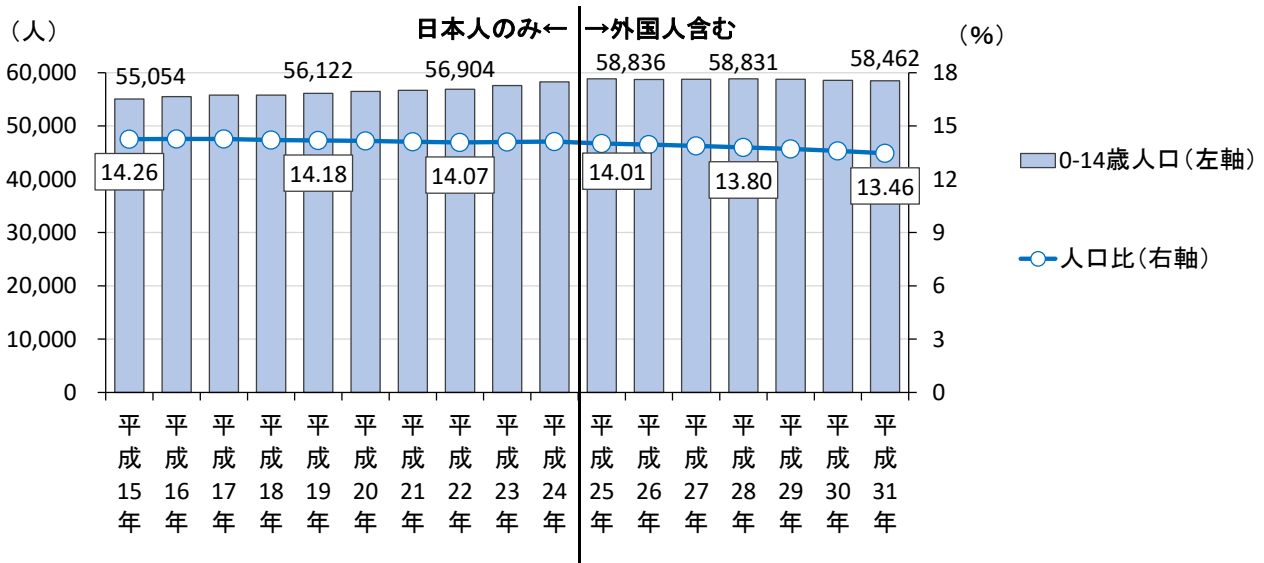


出典：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年4月1日時点）

⑤ 年少人口の推移

0～14歳の年少人口は2014年（平成26年）以降減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下傾向にあります。

図表2-1-1-5 年少人口と総人口に占める人口比の推移



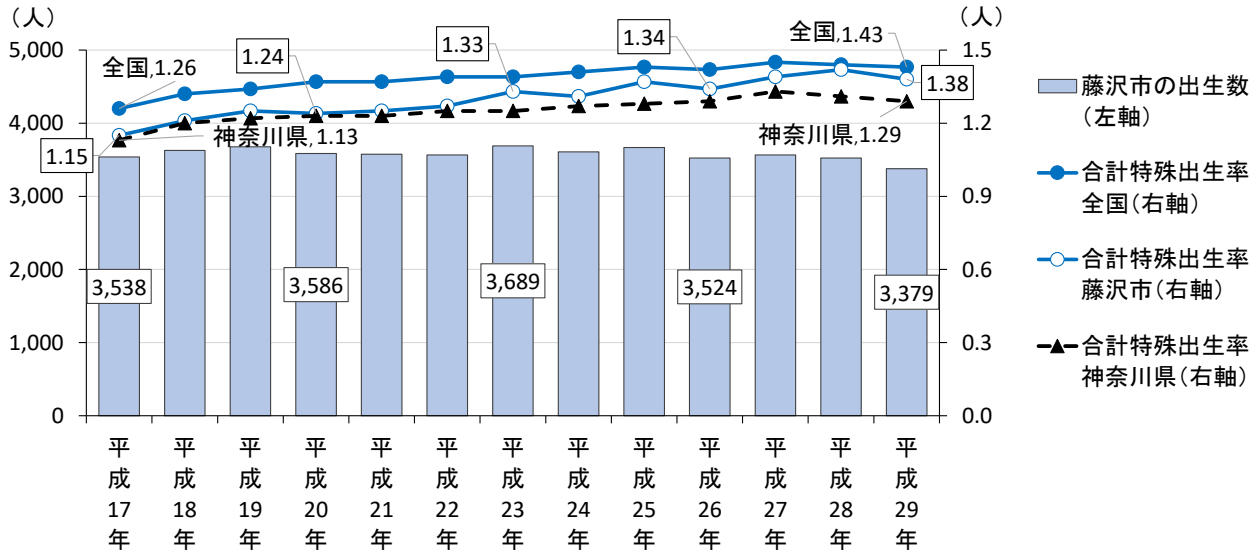
出典：藤沢市統計年報、住民基本台帳（各年4月1日時点）

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年（平成25年）以降は外国人を含む集計となっている。

⑥ 出生数と合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は、全国より低水準にありますが、近年上昇傾向にあります。出生数は年により増減しているものの、近年は減少傾向にあり、2017年（平成29年）には3,379人となり、2007年（平成19年）から10年間で約300人減少しています。

図表2-1-1-6 本市の出生数と合計特殊出生率の推移（全国・神奈川県との比較）



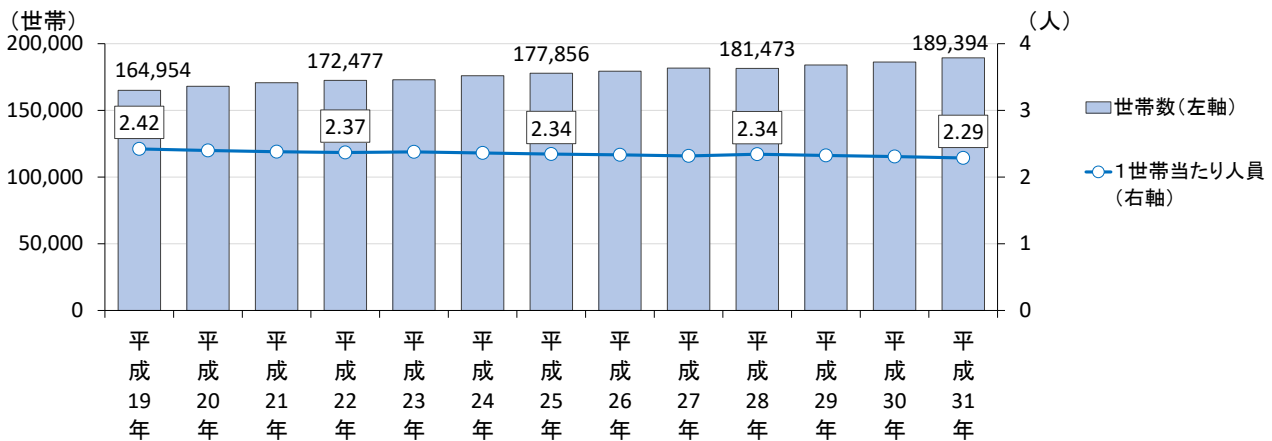
出典：神奈川県衛生統計年報

(2) 世帯の状況

① 本市の世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

図表2-1-2-1 本市の世帯数と1世帯当たり人員の推移

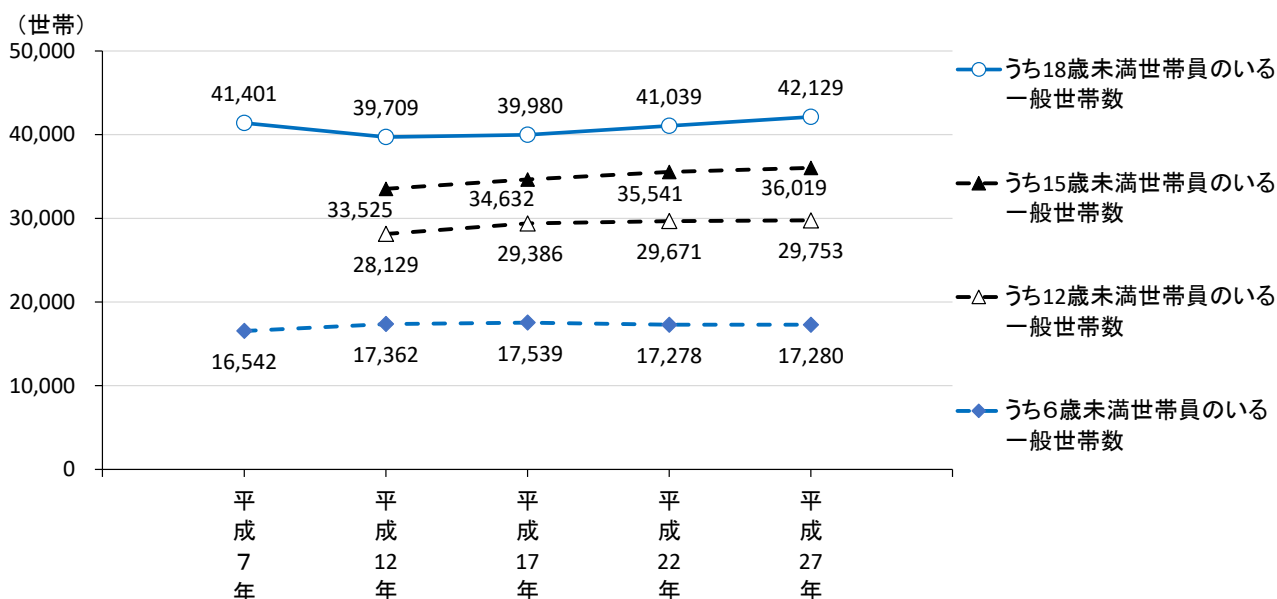


出典：藤沢市の人口と世帯数 人口・世帯数の推移（国勢調査を基準とした推計値）（各年4月1日）

② 子どものいる世帯の数と割合の変化

子どものいる世帯の数は、18歳未満でみると増加傾向にあります。6歳未満の子どものいる世帯の数は、2005年（平成17年）をピークとして減少しています。また、子どものいる世帯が本市の世帯に占める割合は、どの子どもの年齢区分においても低下しています。

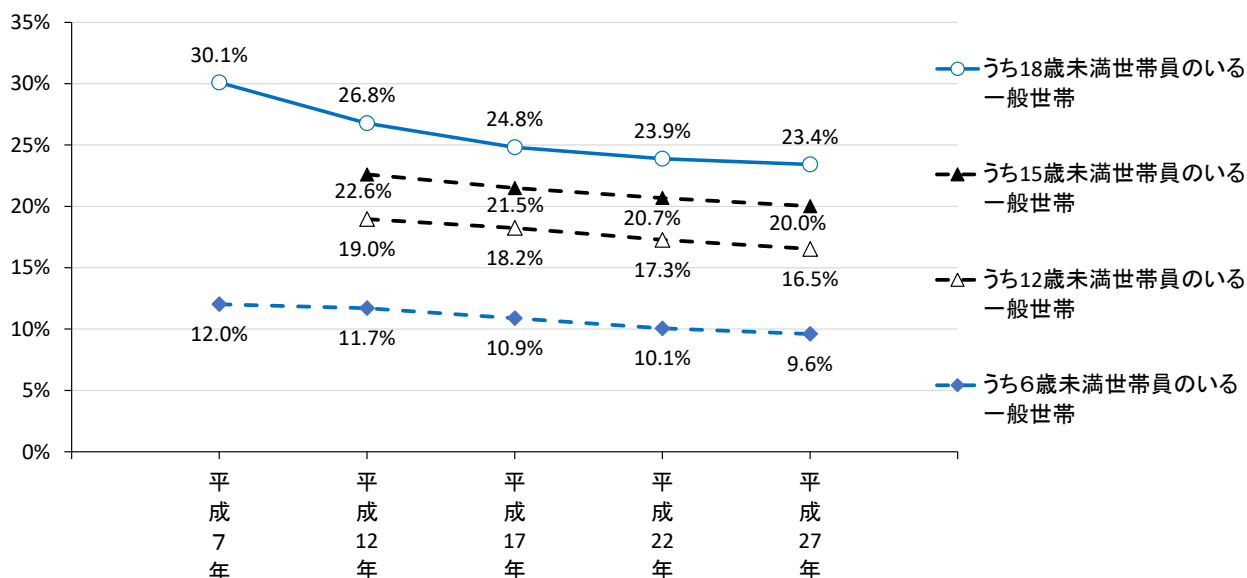
図表2-1-2-2 子どものいる世帯の数の推移(本市)



出典：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満親族がいる一般世帯」の数。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。

図表2-1-2-3 子どものいる世帯の割合の推移(本市)



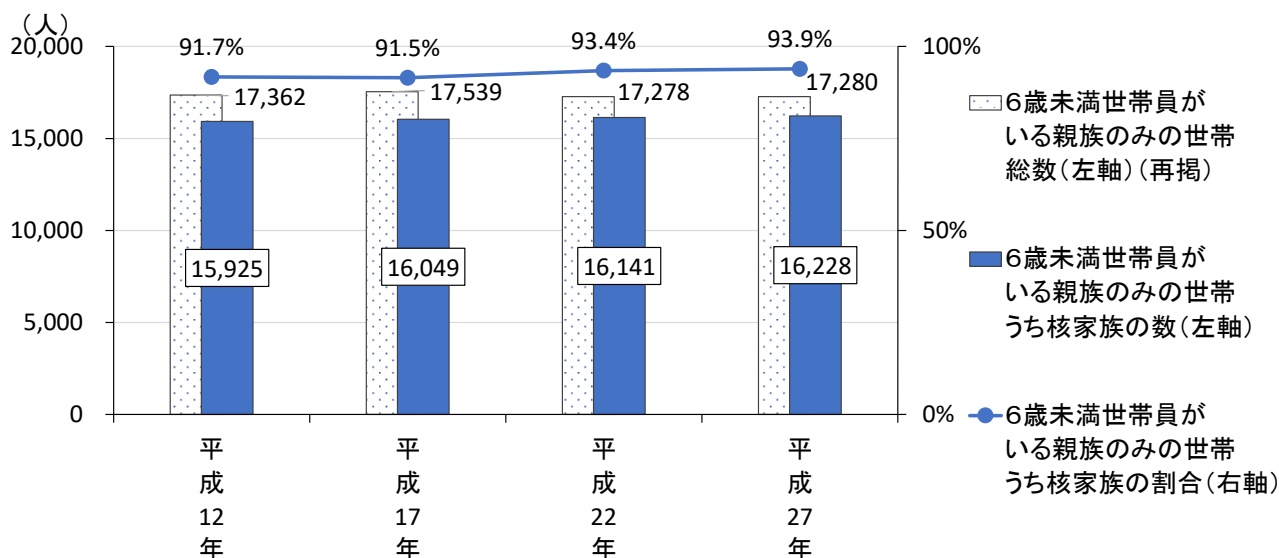
出典：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「～歳未満の親族のいる一般世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「～歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。

③ 子どものいる核家族世帯の数と割合

子どものいる核家族世帯は、子どもの年齢が6歳未満・12歳未満のどちらの区分でも、世帯数が増加しています。また、親族のみの世帯の総数に占める割合が上昇し、2015年（平成27年）時点で6歳未満の子どものいる世帯では93.9%、12歳未満の子どものいる世帯では92.9%となっています。

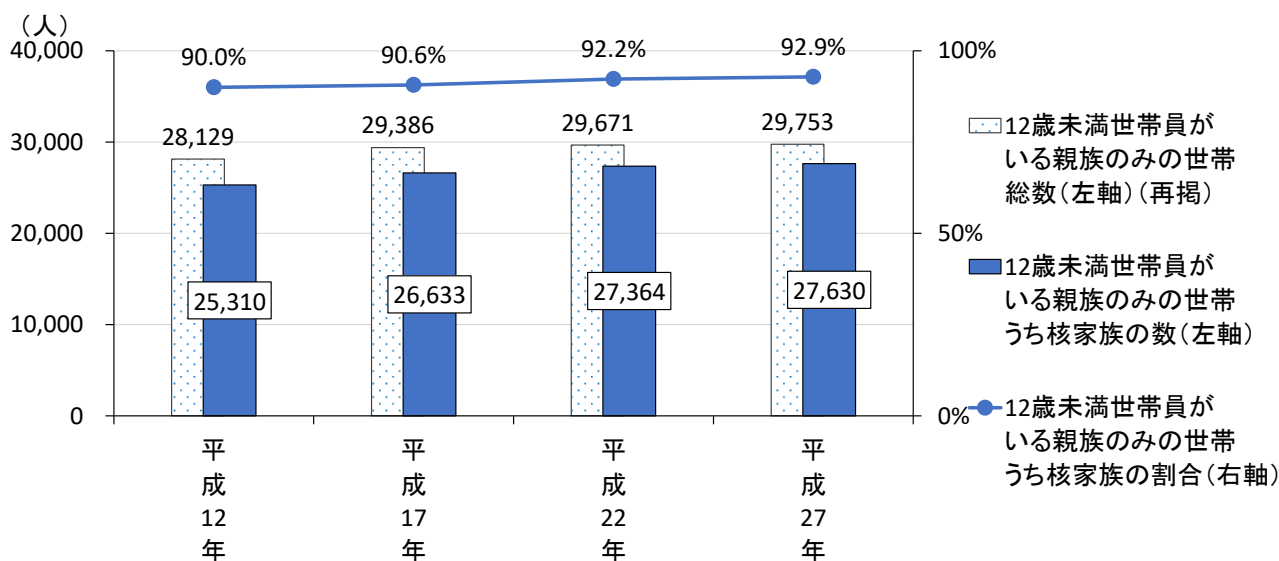
図表2-1-2-4 6歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)



出典：総務省「国勢調査」

※2005年（平成17年）までは、「6歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満の親族のいる一般世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

図表2-1-2-5 12歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)



出典：総務省「国勢調査」

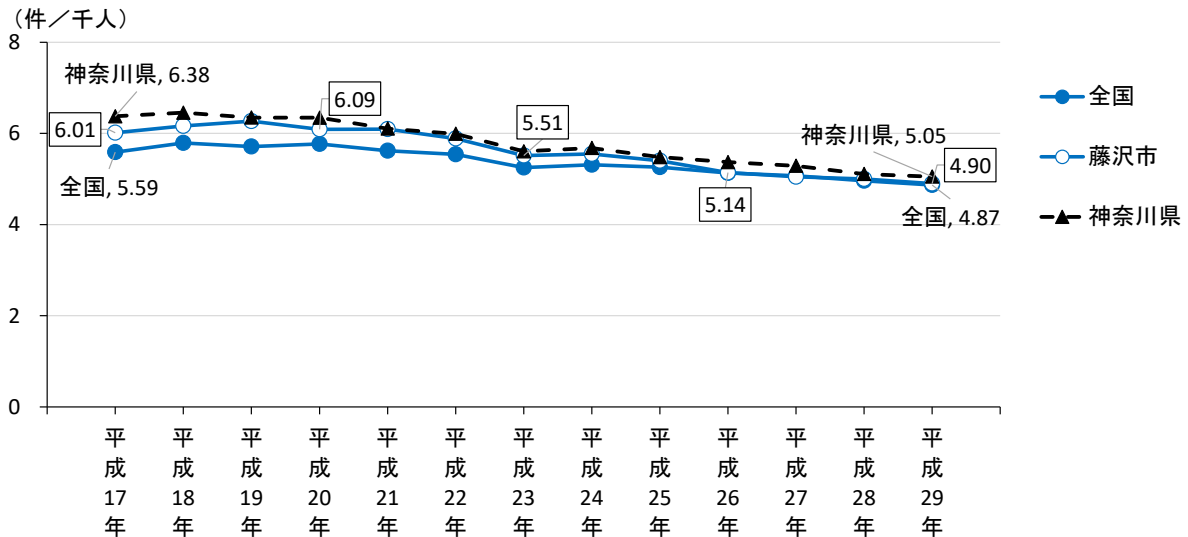
※2005年（平成17年）までは、「12歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満の親族のいる一般世帯」の数で割った値。2010年（平成22年）以降は、「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

本市の婚姻率（人口千人当たり件数）は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

図表2-1-3-1 本市の婚姻率の推移(全国・神奈川県との比較)

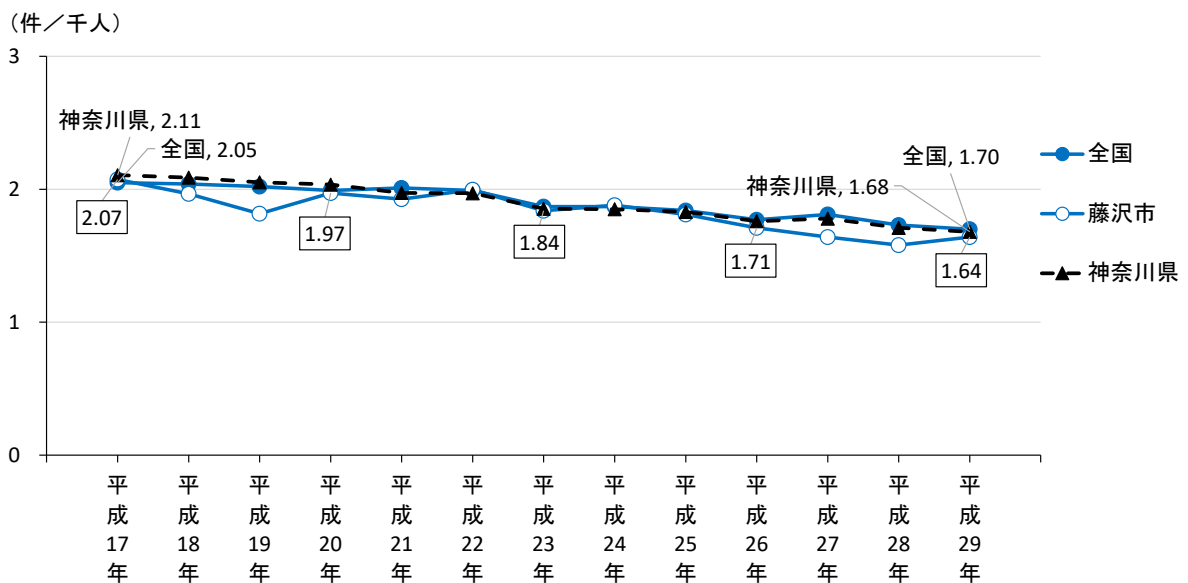


出典：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）

② 離婚率の推移

本市の離婚率（人口千人当たり件数）の推移をみると、2005年（平成17年）以降は低下傾向にあります。

図表2-1-3-2 本市の離婚率の推移(全国・神奈川県との比較)

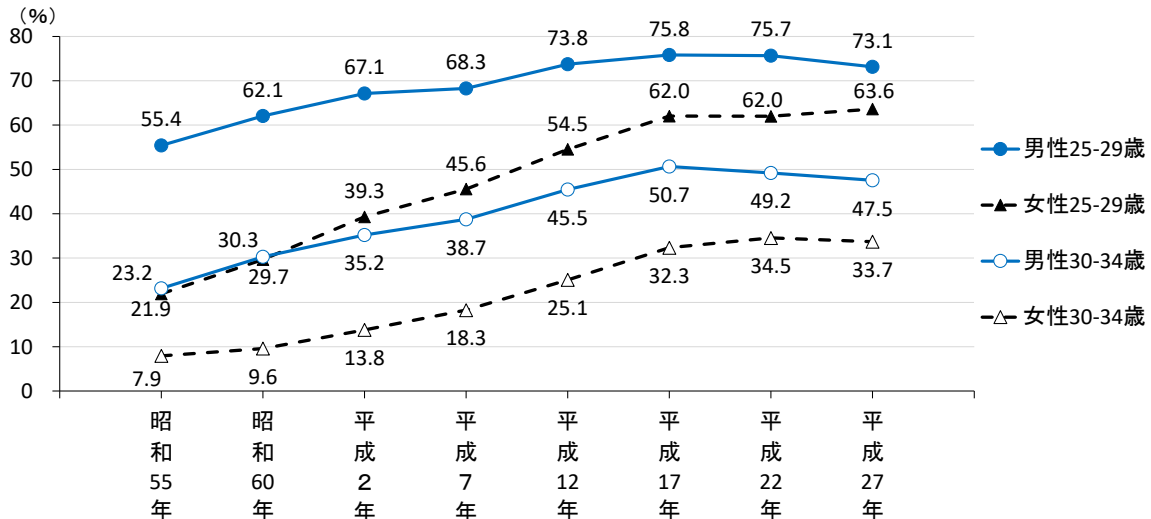


出典：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日時点）

③ 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、2015年（平成27年）時点で30～34歳は47.5%となっており、2010年（平成22年）以降低下傾向にあります。また、女性の未婚率は、2015年（平成27年）時点で30～34歳は33.7%となっています。

図表2-1-3-3 本市の未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

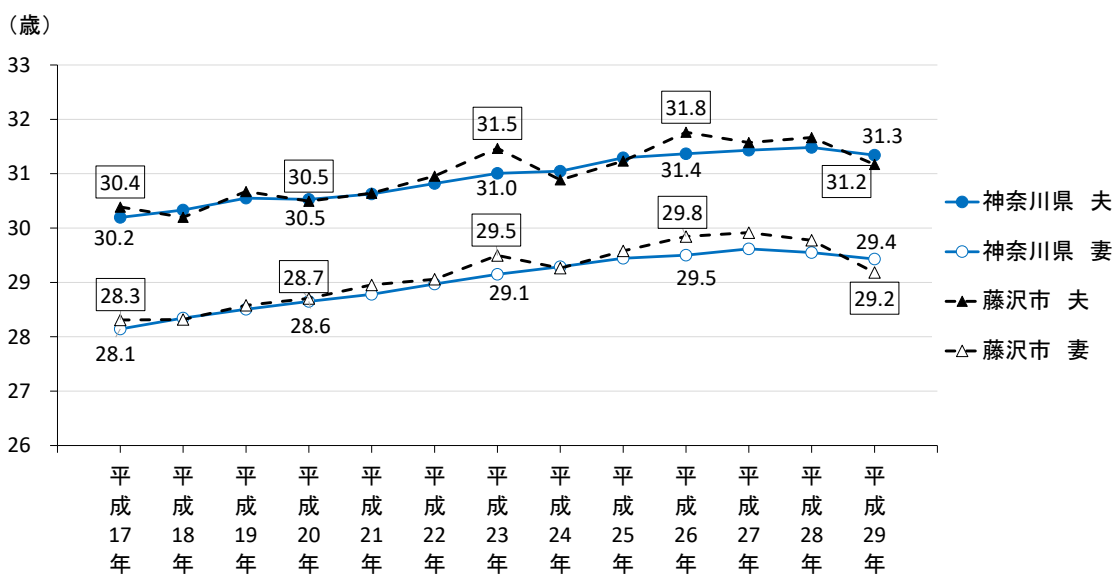


出典：総務省「国勢調査」

④ 平均初婚年齢

本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに上昇傾向にあり、2017年（平成29年）では夫が31.2歳、妻が29.2歳となっています。

図表2-1-3-4 本市の平均初婚年齢の推移(神奈川県との比較)



出典：神奈川県衛生統計年報

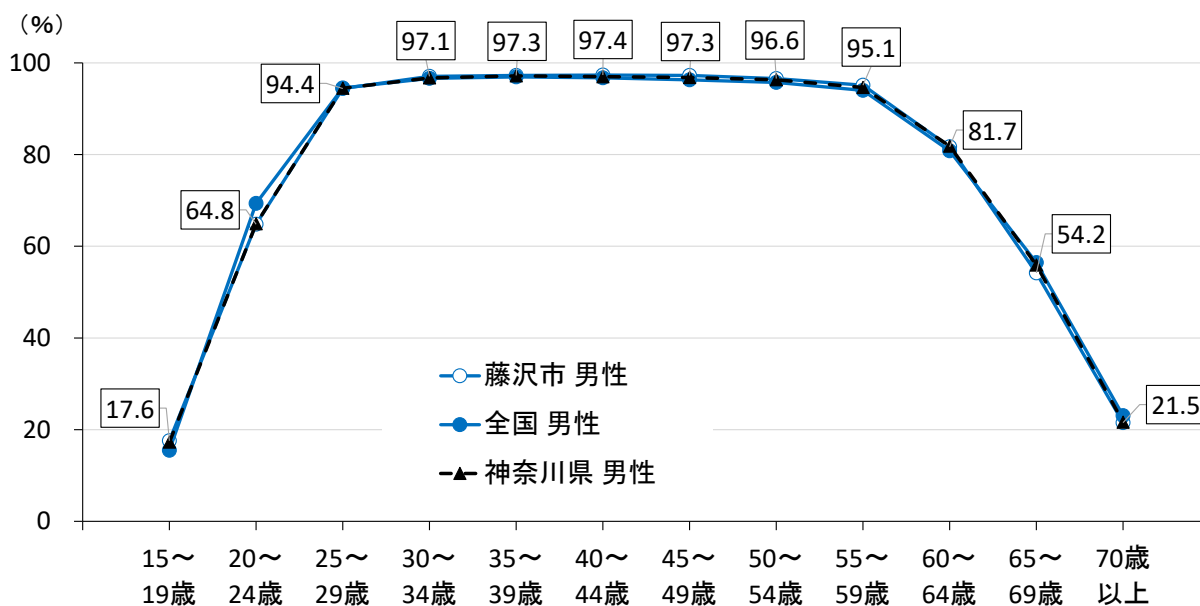
※妻の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫再婚妻初婚」における件数と「妻」の平均年齢、夫の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫初婚妻再婚」における件数と「夫」の平均年齢から算出した。

(4) 就労の状況

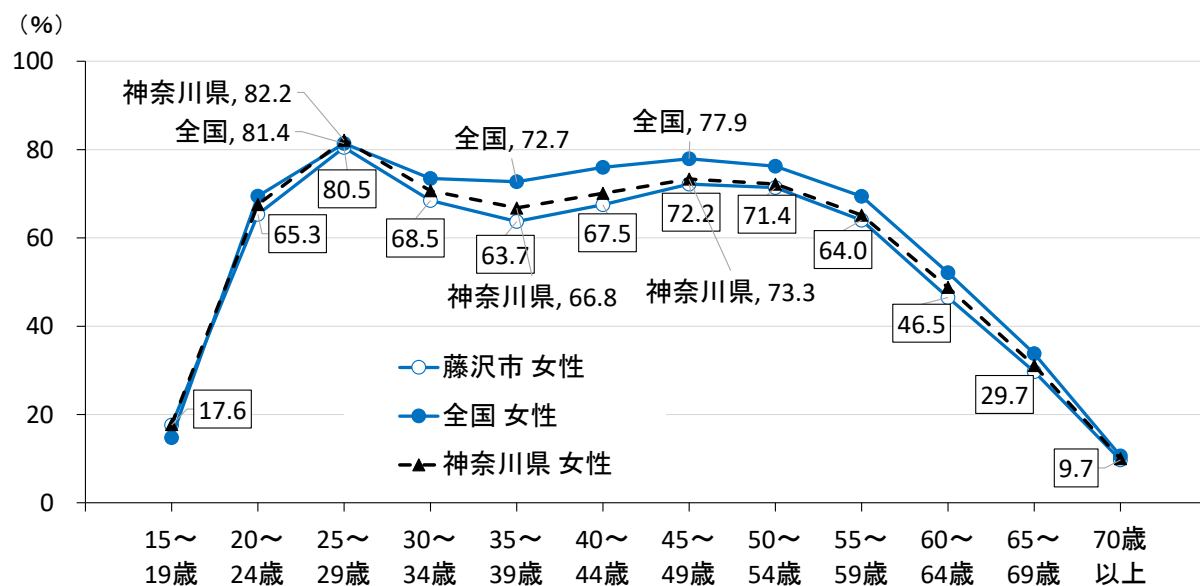
① 労働力率の推移

本市の年齢層別の労働力率をみると、男性は全国や神奈川県と同様の傾向ですが、女性は全国や神奈川県よりも低くなっています。また、労働力率が最も低い年齢層、いわゆる「M字カーブ」の底は35～39歳で、63.7%となっています。

図表2-1-4-1 本市の男性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



図表2-1-4-2 本市の女性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



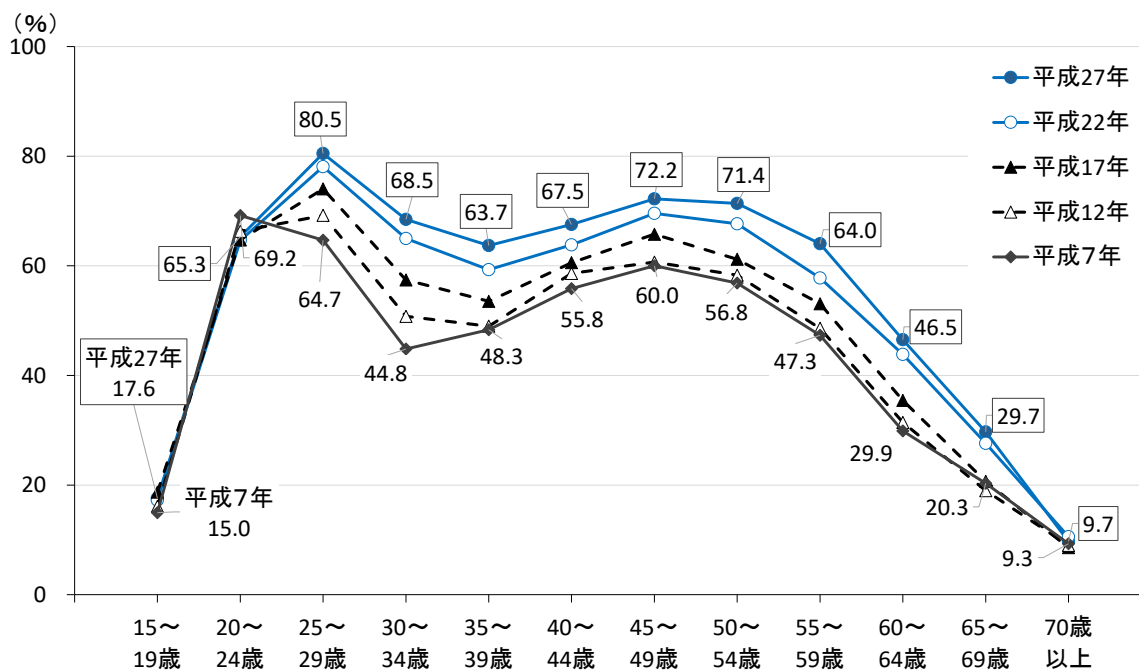
出典：総務省「国勢調査」(平成27年版)

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

② 女性の年齢層別労働力率の推移

本市の女性の年齢層別労働力率の推移をみると、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて、25歳以上の全ての年齢層において労働力率が上昇しています。また、「M字カーブ」の底に当たる年齢層は、1995年（平成7年）時点では30～34歳でしたが、2015年（平成27年）時点では35～39歳となっています。

図表2-1-4-3 本市の女性の年齢層別労働力率



出典：総務省「国勢調査」（平成27年版）

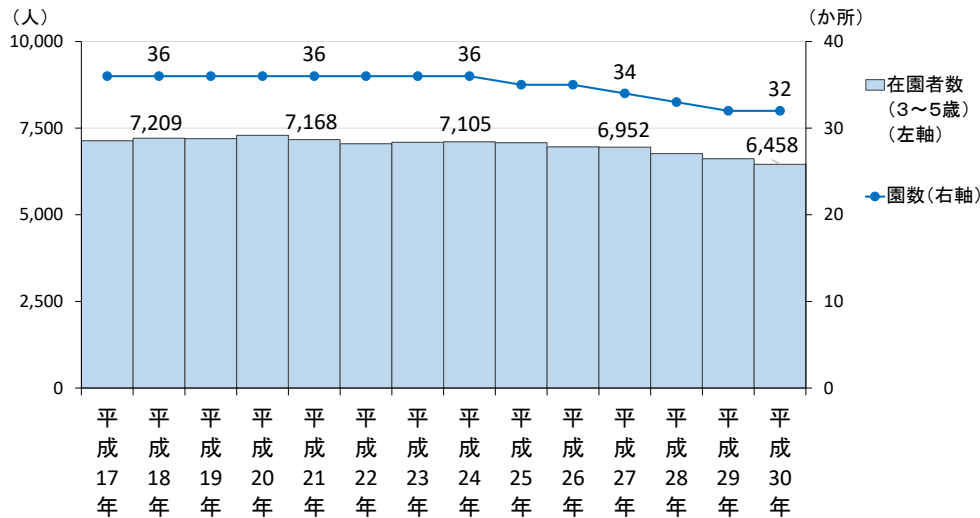
※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(5) 就学前児童の状況

① 幼稚園の在園者数と園数の推移

本市の幼稚園在園者数の推移をみると、減少傾向にあり、2018年（平成30年）時点で6,458人となっています。また、本市の幼稚園の数は、2018年（平成30年）時点で32園となっており、減少傾向にあります。

図表2-1-5-1 幼稚園の在園者数と園数の推移

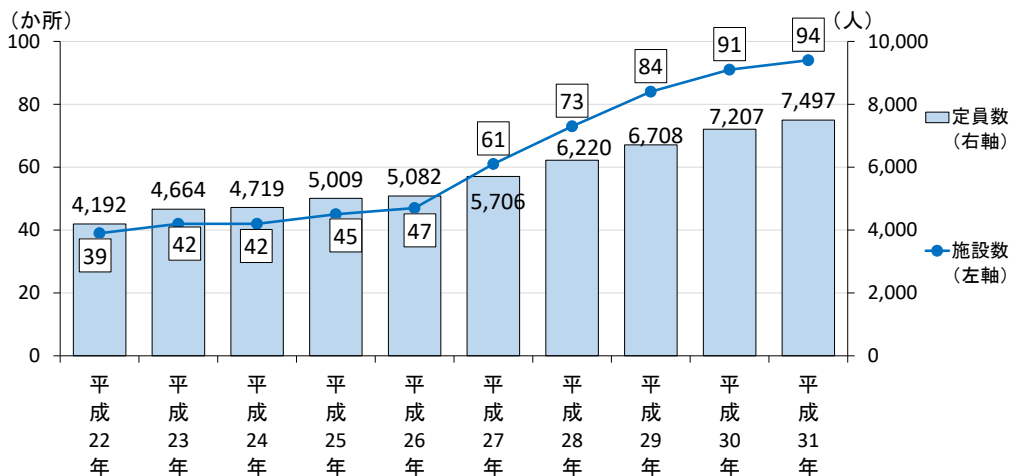


出典：神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年5月1日時点）

② 認可保育所等の定員数、施設数、待機児童数の推移

認可保育所等の定員数と施設数は増加傾向にあり、2019年（平成31年）時点で定員数は7,497人、施設数は94か所となっています。他方、待機児童数については、2019年（平成31年）時点で164人となっています。

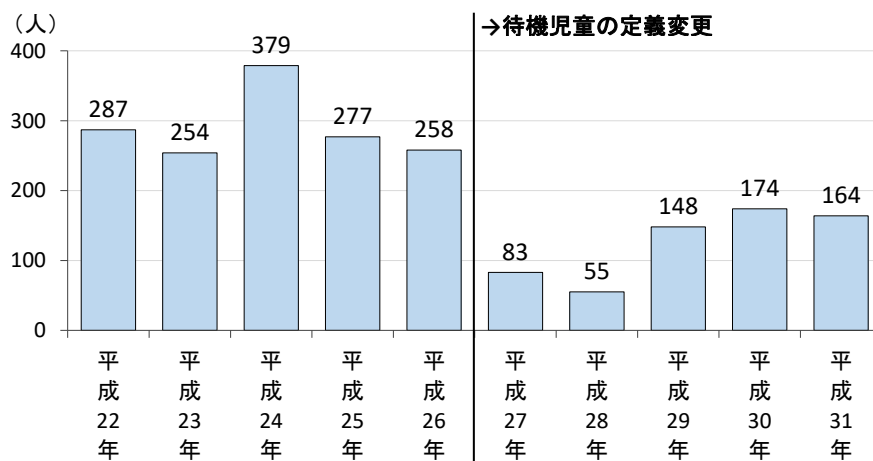
図表2-1-5-2 認可保育所等の定員数、施設数の推移



出典：藤沢市資料（各年4月1日）

※認可保育所等には、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業が含まれる。

図表2-1-5-3 待機児童数の推移



出典：藤沢市資料（各年4月1日）

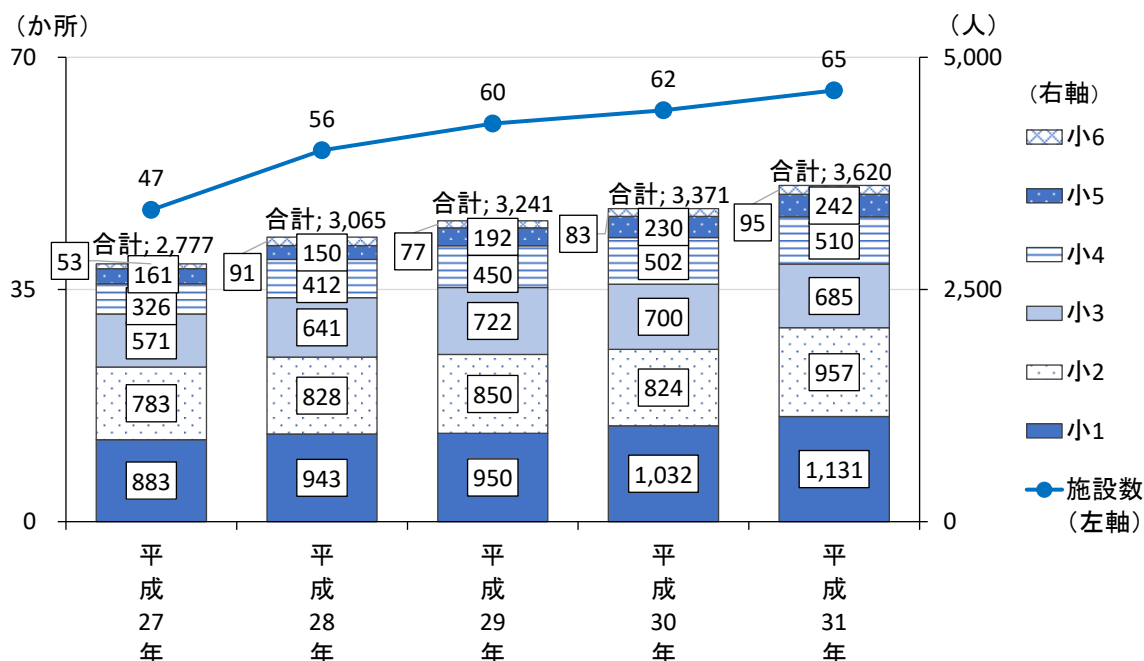
※2015年（平成27年）4月より、待機児童の定義が変更されたため、2014年（平成26年）以前とは水準が異なっている。

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの利用者数、施設数の推移

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）から2019年（平成31年）にかけて843人増えています。利用者数は低学年の方が多く、5年間の増加幅も大きいですが、高学年でも増加しています。施設数も増加傾向にあり、2019年（平成31年）は65か所となっています。

図表2-1-6-1 放課後児童クラブの利用者数の推移



出典：藤沢市資料（各年4月1日）

2. 子ども・子育てに関するニーズ調査

(1) 調査の実施

計画策定にあたって、子育て支援に関する利用状況や利用意向を把握するとともに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、就学前児童のいる世帯を対象に「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」、5歳児及び小学生のいる世帯を対象に「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」を実施しました。（以下「ニーズ調査」という。）調査の実施概要は次のとおりです。

図表2-2-1-1 ニーズ調査の実施概要

	藤沢市子ども・子育て支援に関する 利用希望把握調査	藤沢市放課後児童クラブに関する 利用希望把握調査
調査対象	市内在住の就学前児童（0～4歳児）のいる世帯（6,000世帯）	市内在住の5歳児及び小学生（1～5年生）のいる世帯（6,000世帯）
対象者抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	2019年（令和元年）5月8日（水）～5月27日（月）	2019年（令和元年）5月8日（水）～5月27日（月）
回収状況	3,171件（回収率52.9%）	2,920件（回収率48.7%）

（注意点）

- 上記の2019年（令和元年）調査の結果を掲載するにあたり、参考情報として2013年（平成25年）に実施した類似の調査の結果も併記していますが、2013年（平成25年）調査は、市内在住の0～5歳児のいる世帯及び小学生（1～4年生）のいる世帯を対象にしているため、厳密には比較ができません。
- ニーズ調査の結果を示す際の表記として、特に断りがない限り「就学前児童」は「0～4歳児」、「小学生」は「5歳児及び小学1～5年生」を指すこととします。
- ニーズ調査の結果の出典とその表記については次のとおりです。
「令和元年調査」もしくは「2019年（令和元年）調査」：
「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用希望把握調査 結果報告書」（2019年（令和元年）9月）
「平成25年調査」もしくは「2013年（平成25年）調査」：
「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」（2014年（平成26年）3月）

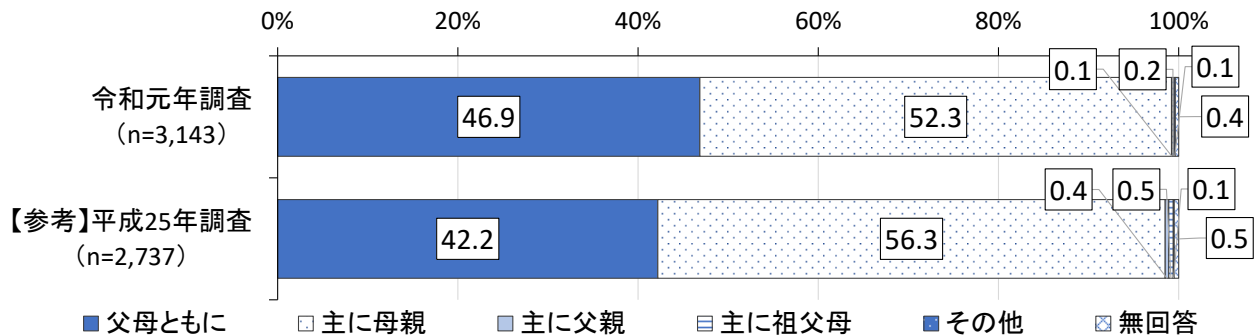
(2) 現状の分析

① 子どもと家族の状況

(ア) 就学前児童の子育てを主に行っている人

子育て（身の回りの世話や教育などを含む）を主に行っている人は、「父母ともに」が46.9%で、「主に母親」は52.3%となっています。

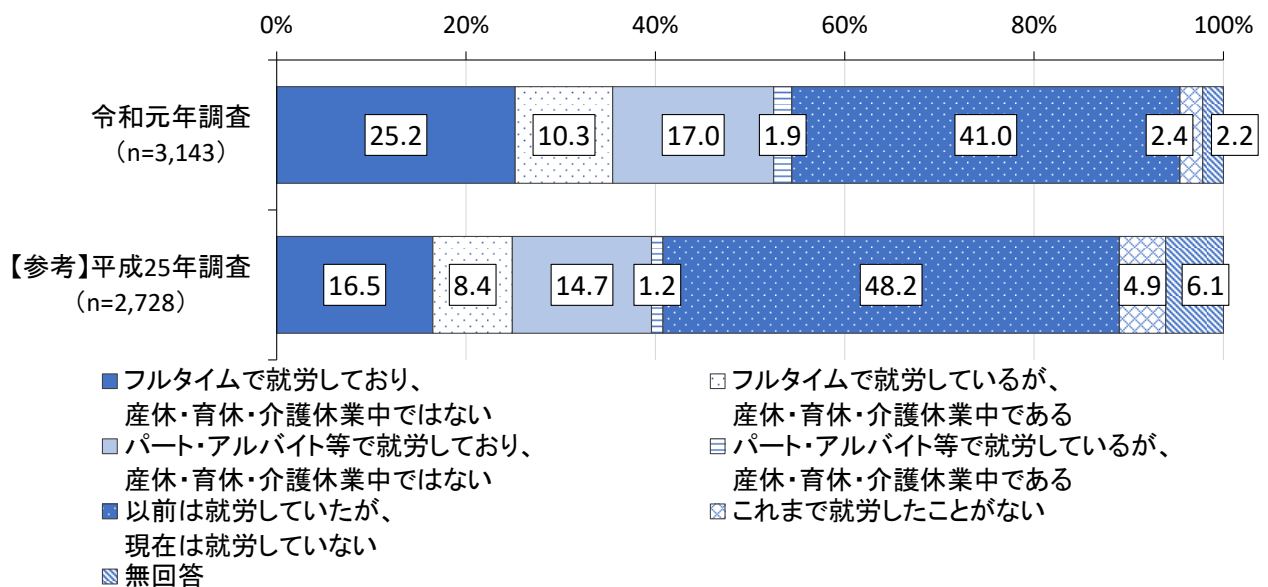
図表2-2-2-1 就学前児童の子育てを主に行っている人



(イ) 就学前児童の母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休・育休・介護休業中を含めたフルタイムまたはパートタイムで就労している割合が54.4%、就労していない割合が43.4%となっています。

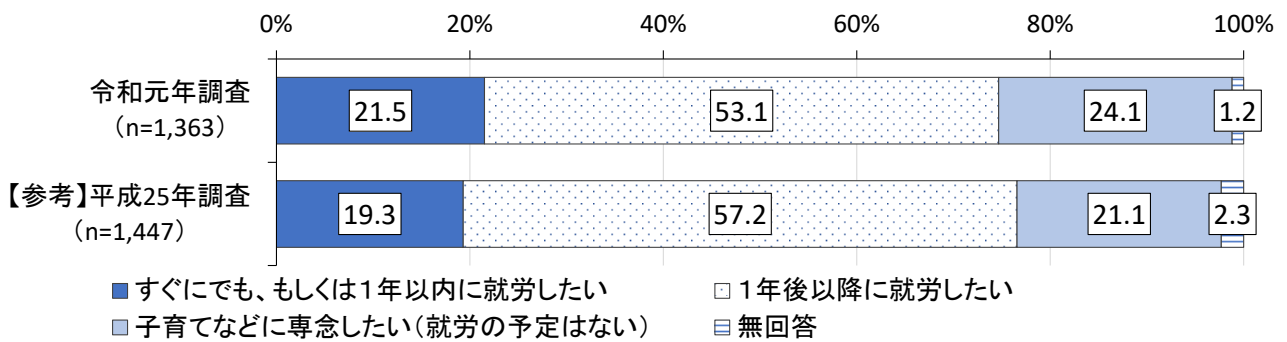
図表2-2-2-2 就学前児童の母親の就労状況



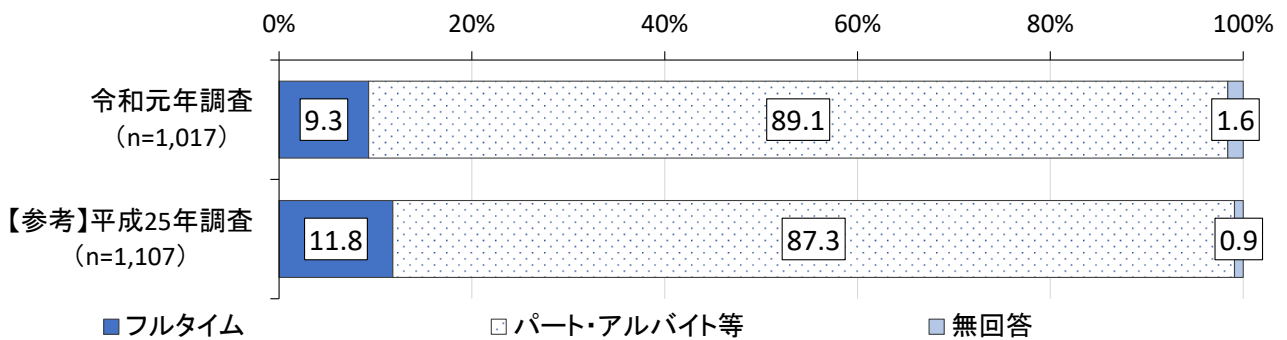
(ウ) 就学前児童の母親の就労意向

就学前児童の非就業の母親について、74.6%が就労意向を持っています。うち、就労時期の希望が「1年以内」であるのは21.5%です。また、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が約9割となっています。「1年後以降に就労したい」人の希望就労時期は「一番下の子どもが6歳以上」が43.7%となっています。

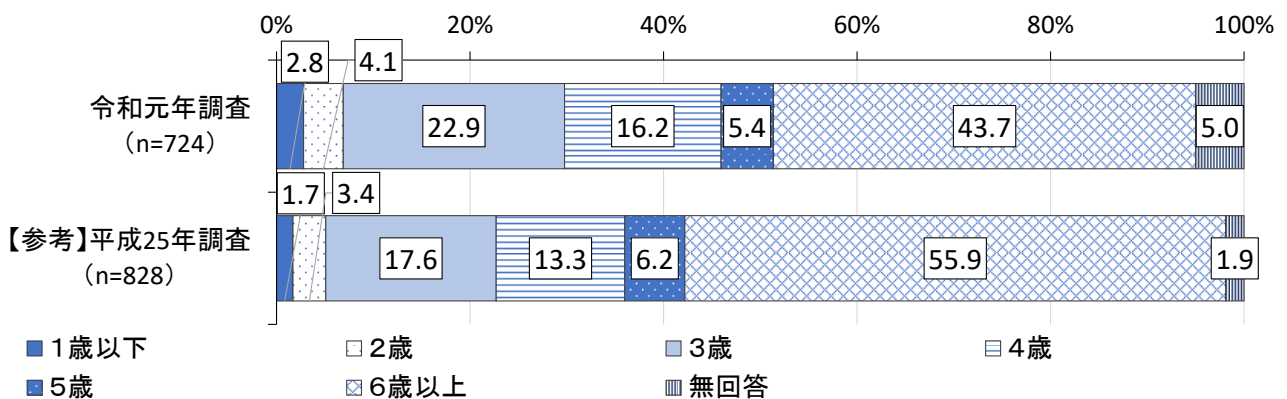
図表2-2-2-3 非就業の母親(就学前児童)の就労意向



図表2-2-2-4 非就業の母親(就学前児童)が希望する就労形態



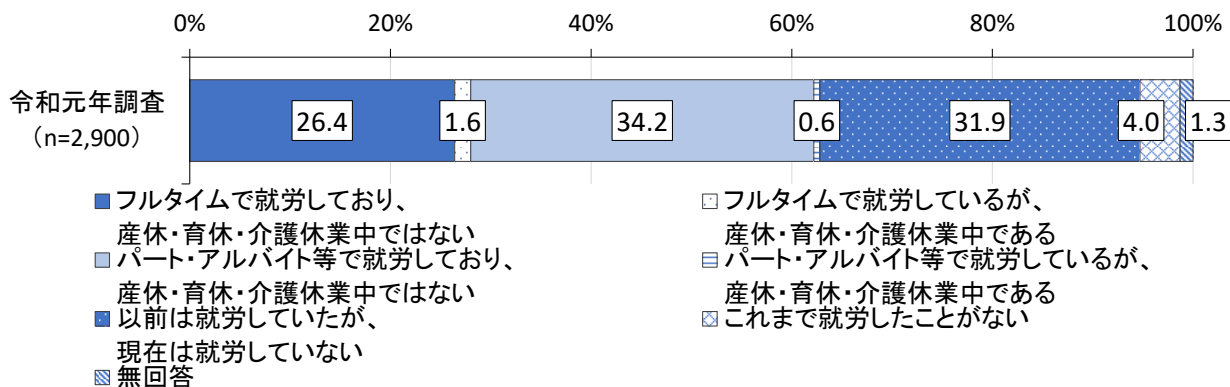
図表2-2-2-5 1年後以降に非就業の母親(就学前児童)が就労したい時期(末子の年齢)



(工) 小学生の母親の就労状況

小学生の母親の就労状況は、フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が28.0%、パートタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が34.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.9%となっています。

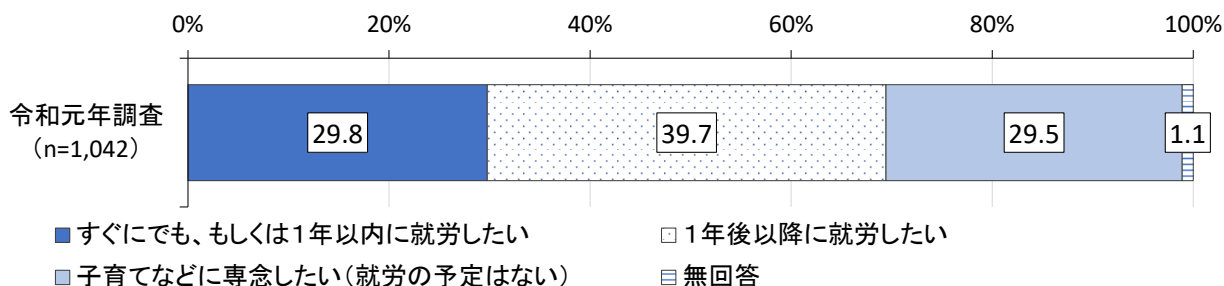
図表2-2-2-6 小学生の母親の就労状況



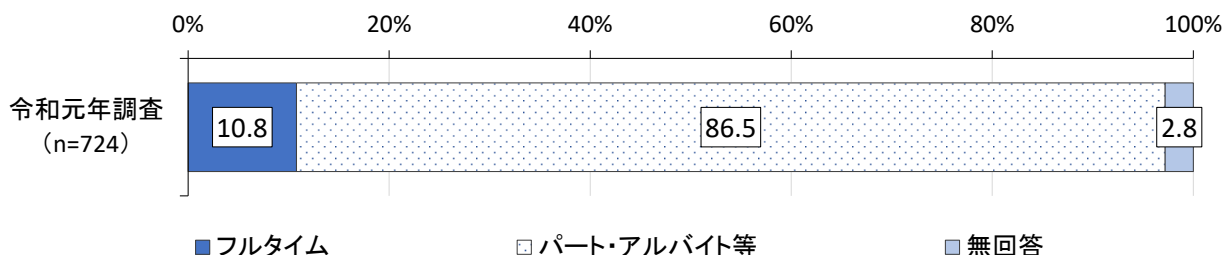
(オ) 小学生の母親の就労意向

小学生の非就業の母親について、就労を希望しているのは約7割で、そのうち約9割が「パート・アルバイト等」を望んでいます。また、「子育て等に専念したい（就労の予定はない）」という回答も約3割となっています。

図表2-2-2-7 非就業の母親(小学生)の就労意向



図表2-2-2-8 非就業の母親(小学生)が希望する就労形態

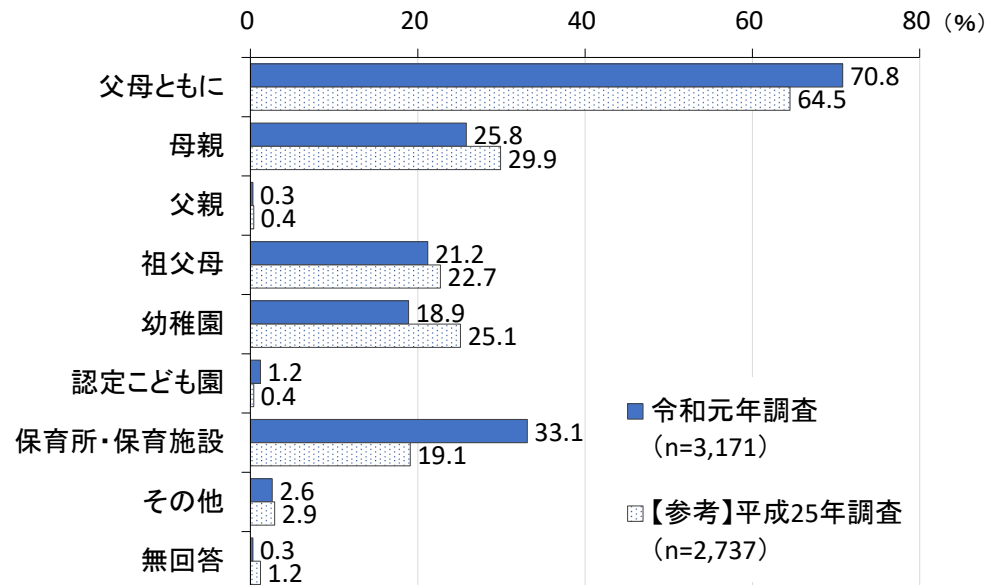


② 子どもの育ちをめぐる環境

(ア) 子育てに日常的に関わっている人

子育て(身の回りの世話や教育などを含む)に日常的に関わっているのは、「父母ともに」が70.8%で最も多く、次いで「保育所・保育施設」が33.1%となっています。それ以外では「母親」「祖父母」「幼稚園」の回答割合が比較的高くなっています。

図表2-2-2-9 子育てに日常的に関わっている人

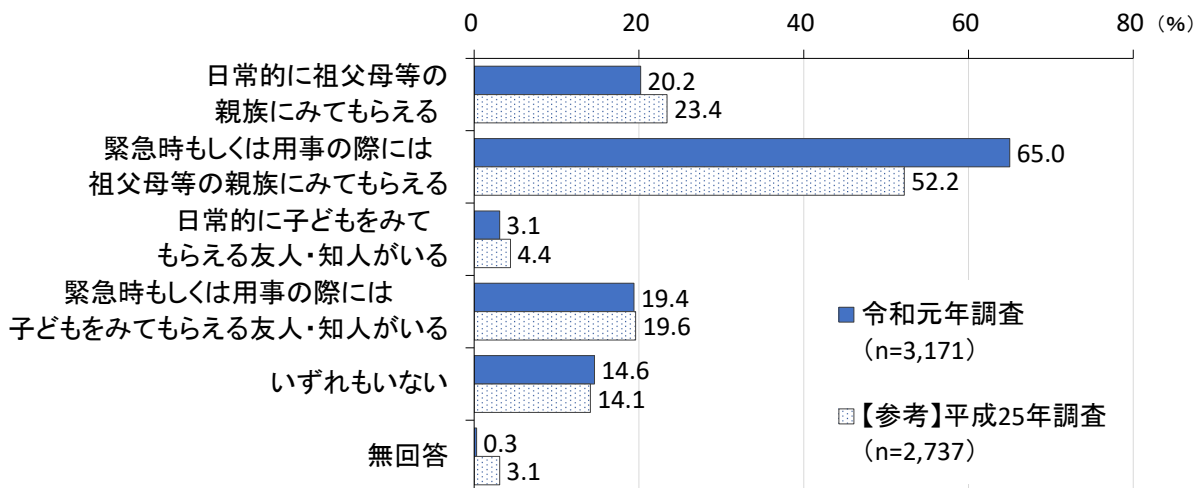


※2013年(平成25年)調査では「保育所・保育施設」の選択肢はなく、「認可保育所」「認可外保育所」となっていたため、図表中ではこれらを合計した。

(イ) 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無

子どもをみてもらえる親族・友人等の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の回答割合が65.0%で最も高くなっています。また、「いずれもない」という回答は14.6%となっています。

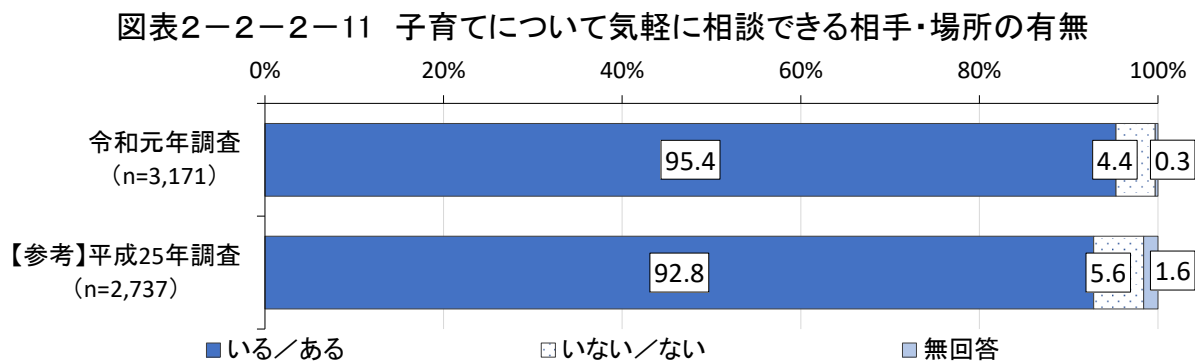
図表2-2-2-10 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無



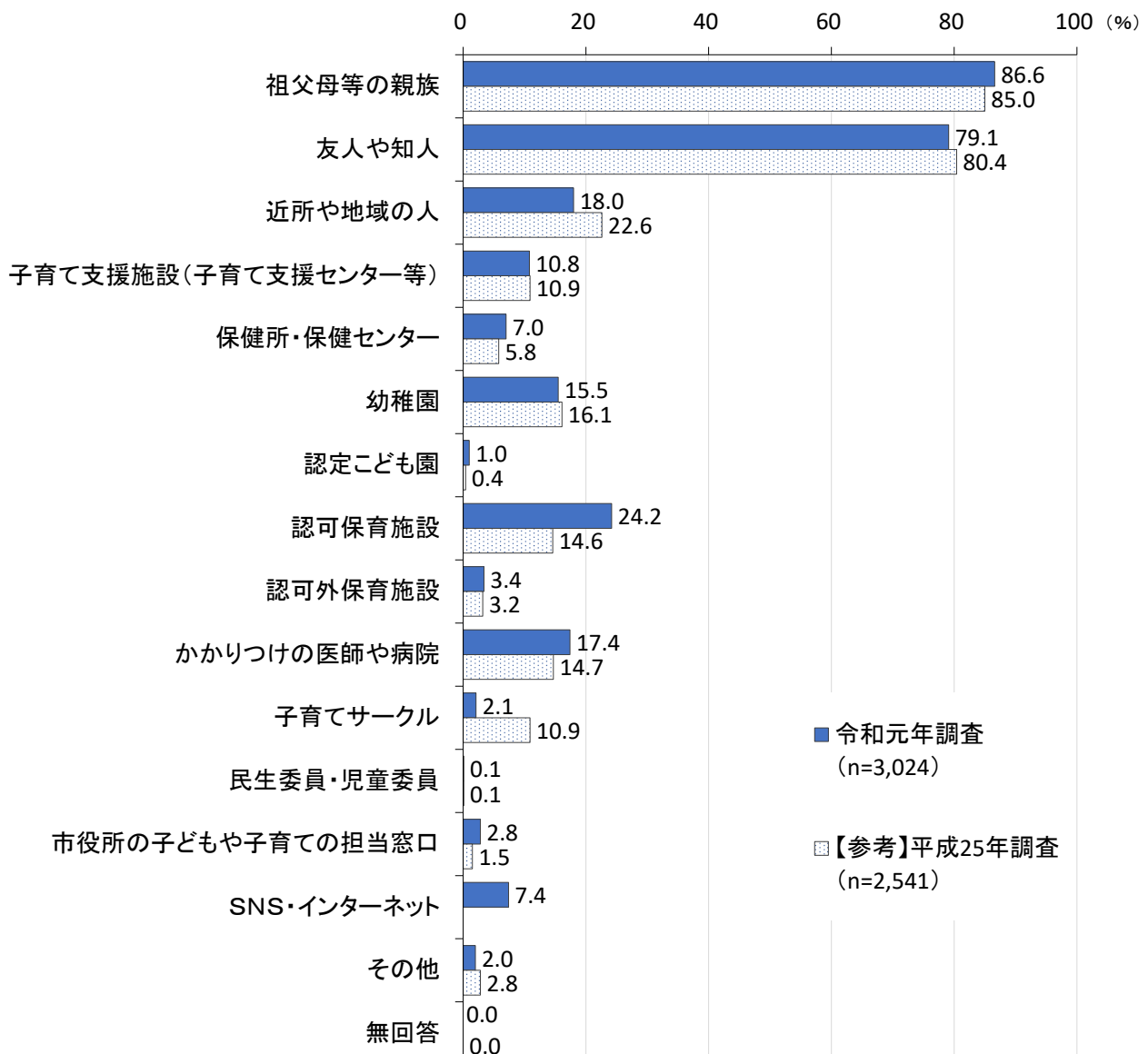
(ウ) 子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所

子育て（教育を含む）について気軽に相談できる相手・場所について、「いる／ある」は95.4%、「いない／ない」は4.4%となっています。

相談先としては、「祖父母等の親族」が約9割で最も高く、次いで「友人や知人」が約8割となっています。また、「近所や地域の人」の回答割合は18.0%、「認可保育施設」の回答割合は24.2%となっています。



図表2-2-2-12 子育てについて気軽に相談できる相手・場所



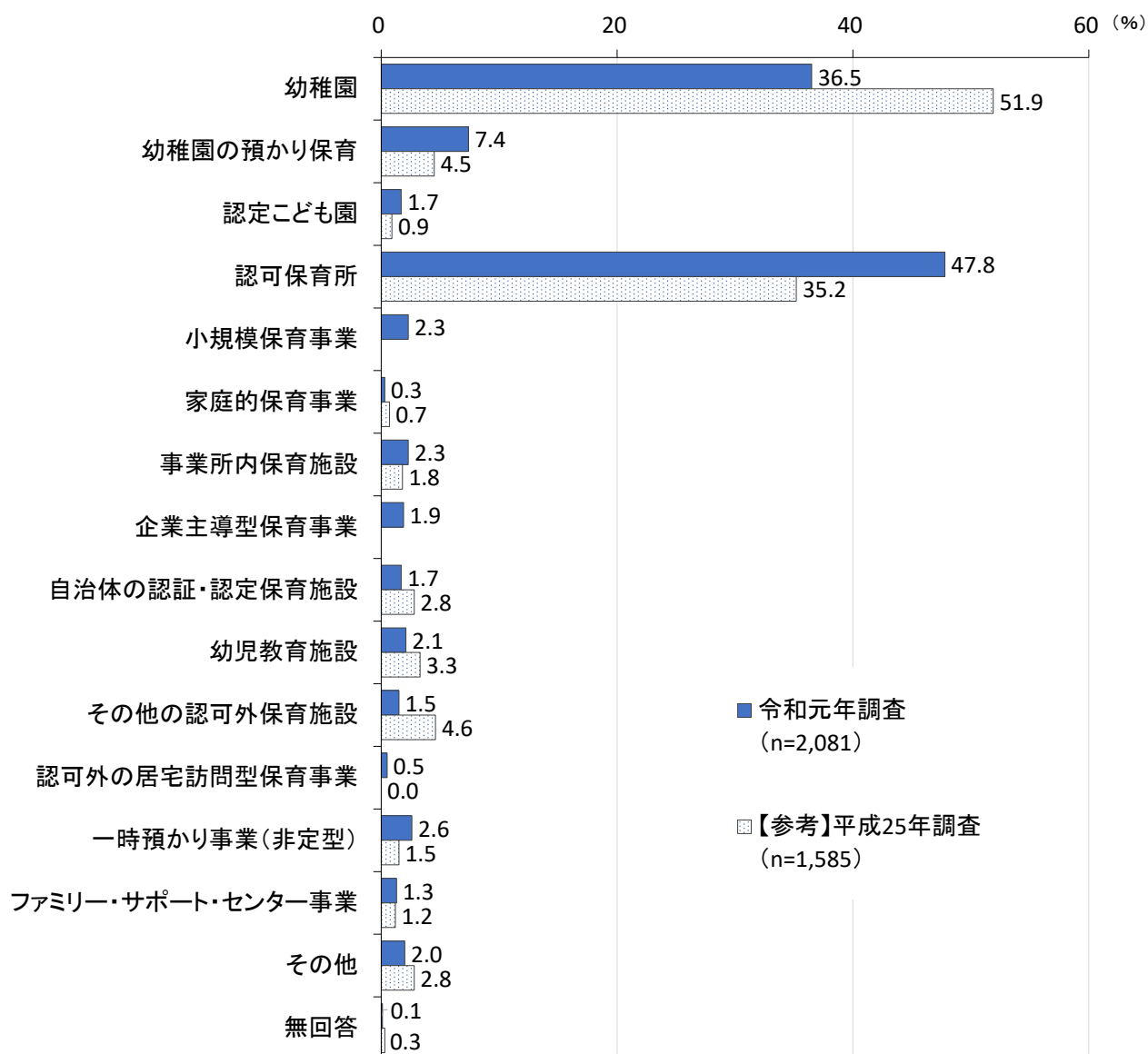
※相談先について、2013年（平成25年）調査では「子育て支援施設（子育て支援センター、つどいの広場等）・子育てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。

③ 教育・保育事業の利用状況

(ア) 定期的な教育・保育事業の利用

平日に定期的に子どもが利用している教育・保育事業は、「認可保育所」の回答割合が47.8%で最も高く、次いで「幼稚園」が36.5%となっています。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」の回答割合が比較的高くなっています。

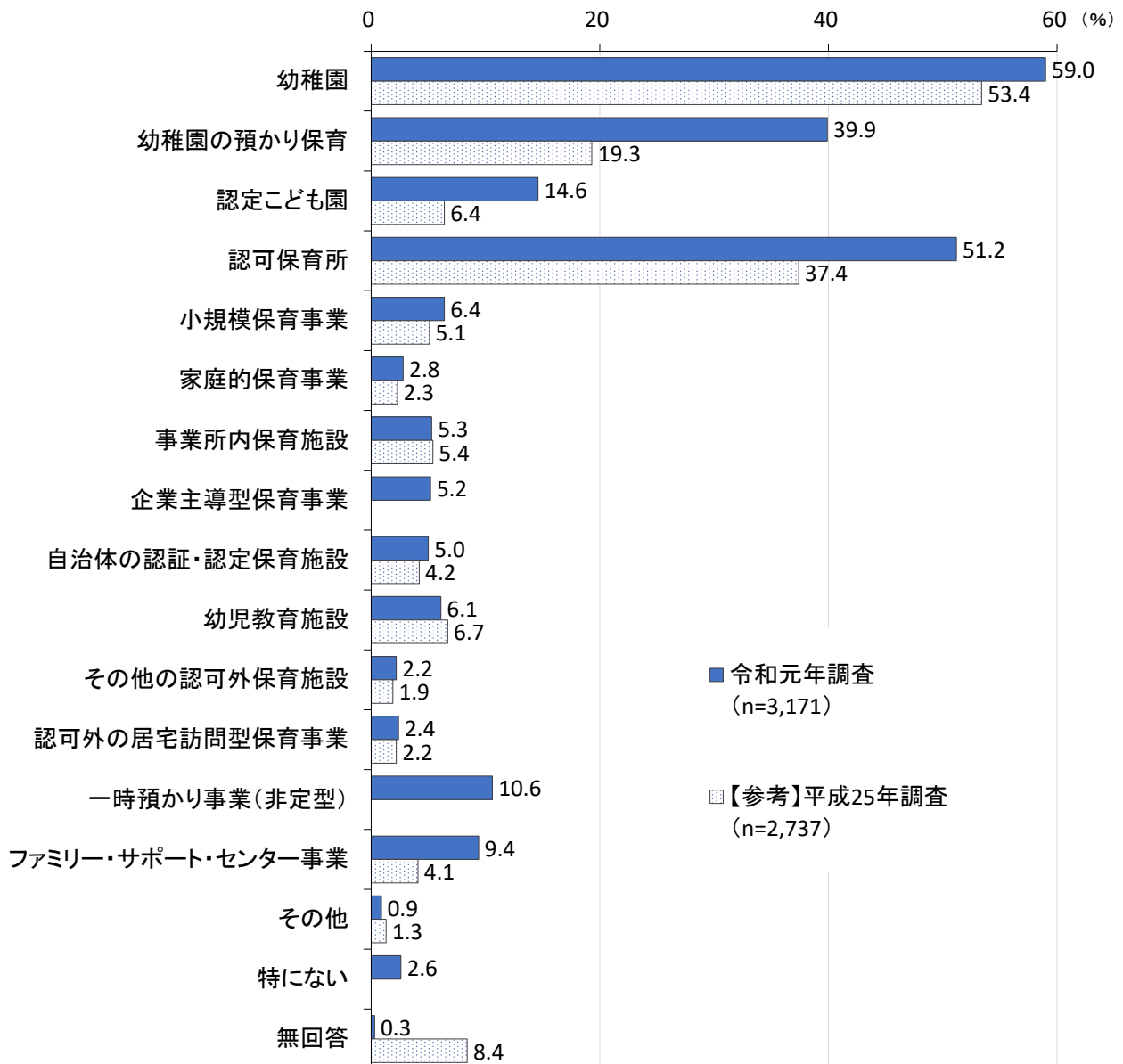
図表2-2-2-13 定期的な教育・保育事業の利用状況



(イ) 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

教育・保育事業の今後の利用希望について、「幼稚園」が59.0%、「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が39.9%となっています。

図表2-2-2-14 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

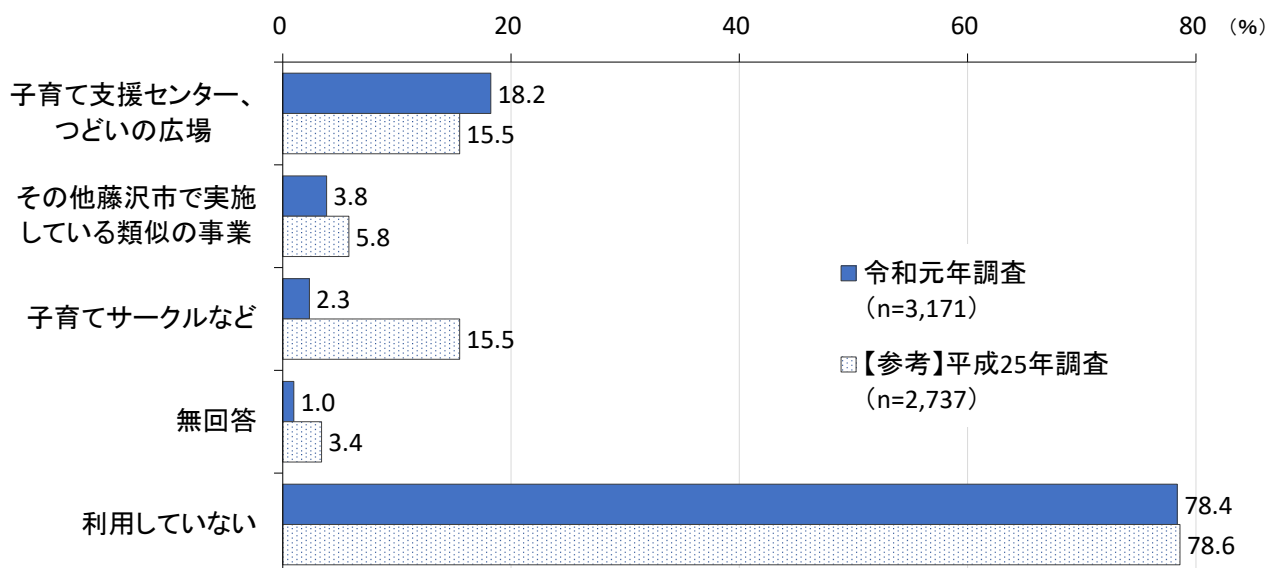


※2013年(平成25年)調査では「企業主導型保育事業」「一時預かり事業(非定型)」「特にない」の選択肢はなかった。また、「認可外の居宅訪問型保育事業」については2013年(平成25年)調査では「居宅訪問型保育」という選択肢の結果を掲載している。

(ウ) 地域子育て支援事業の利用状況・利用希望

地域子育て支援事業の利用状況を見ると、「子育て支援センター、つどいの広場」は18.2%となっていますが、「利用していない」という回答は78.4%となっています。今後の利用希望について尋ねた結果をみても、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」という回答の割合は60.5%となっています。

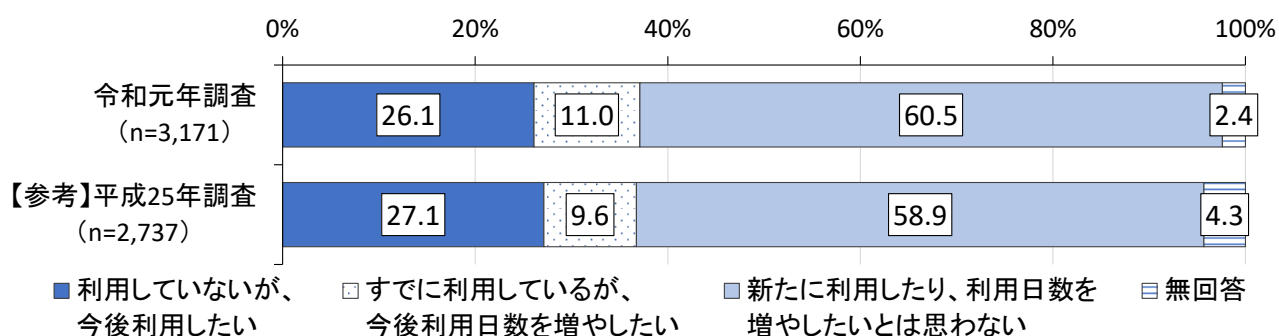
図表2-2-2-15 地域の子育て支援事業の利用状況



※利用状況について、2013年（平成25年）調査では「子育て支援施設（子育て支援センター、つどいの広場等）・子育てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。

※2019年（令和元年）調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合（0.6%）と、利用はしているが事業名が無回答の場合（0.4%）の両者が含まれている。

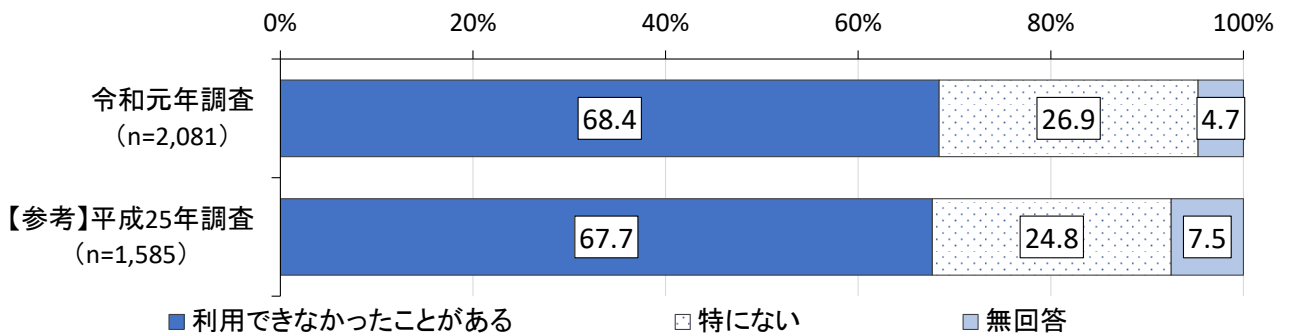
図表2-2-2-16 地域の子育て支援事業の今後の利用希望



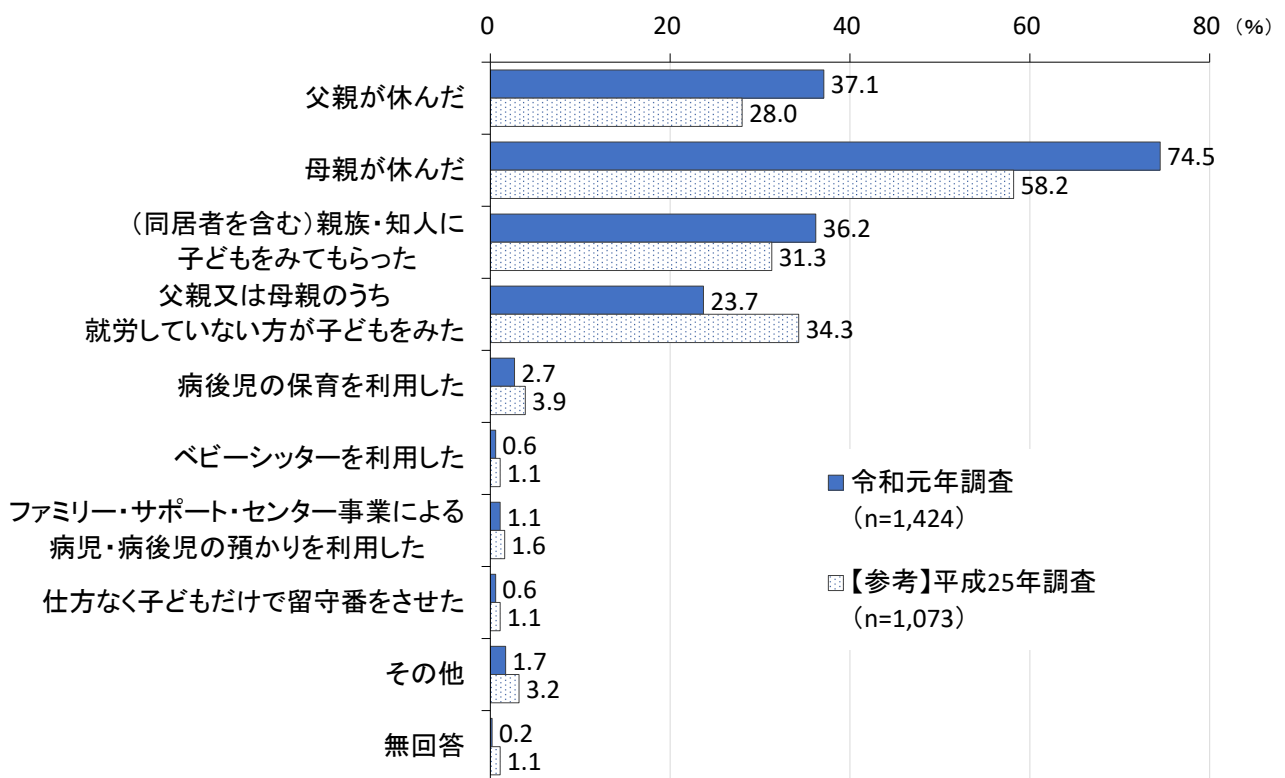
(工) 病気の際の対応

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験について、約7割が「利用できなかったことがある」と回答しています。そのときの対処方法は「母親が休んだ」が74.5%で回答割合が最も高く、次いで「父親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の回答割合が高くなっています。「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の回答割合も比較的高くなっています。

図表2-2-2-17 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無

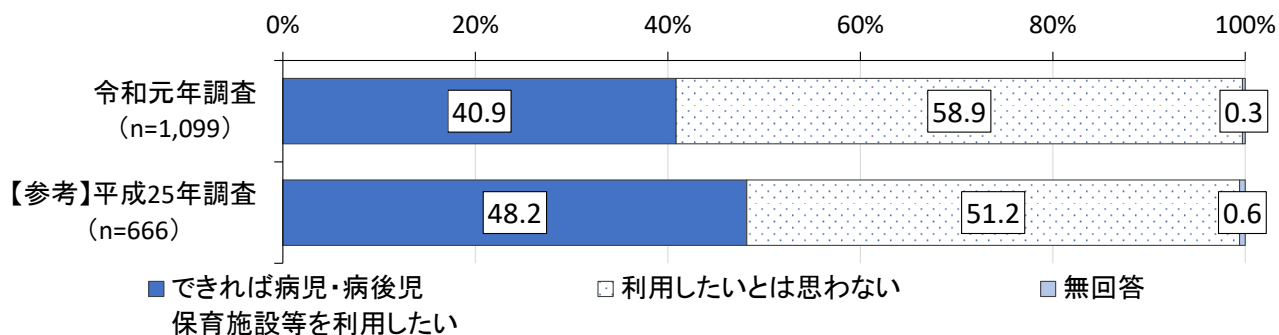


図表2-2-2-18 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応

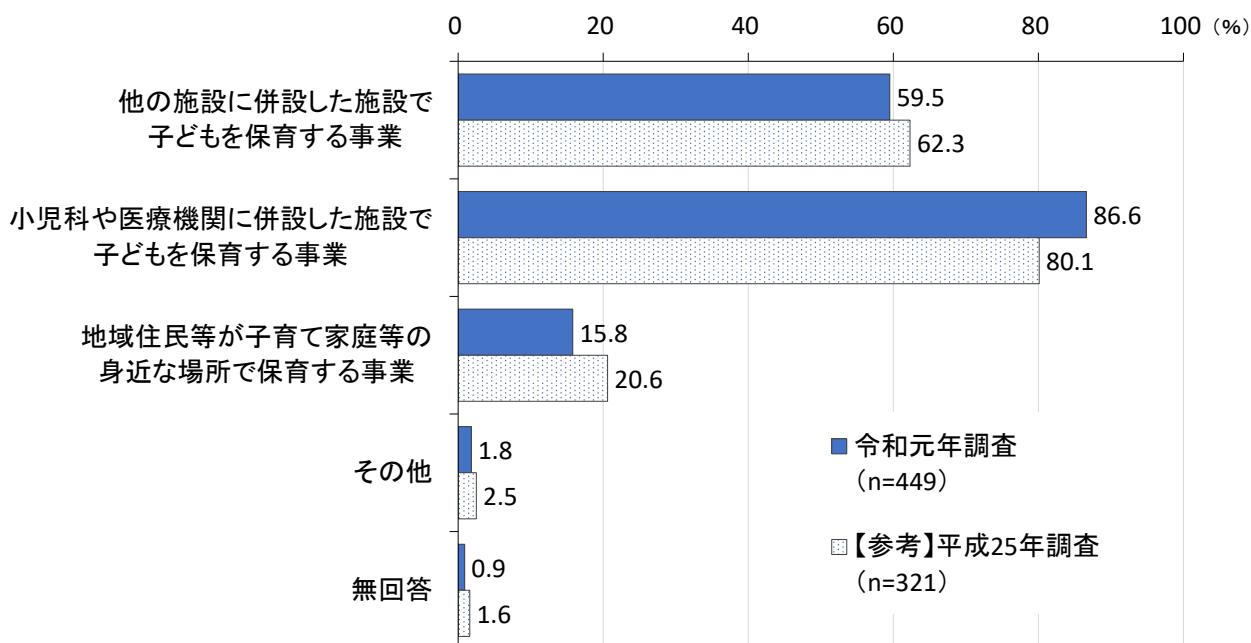


父親や母親が休んで対応した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割となっています。また、希望の事業形態としては「小児科や医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が約9割の回答割合となっています。

図表2-2-2-19 病児・病後児保育施設等の利用希望



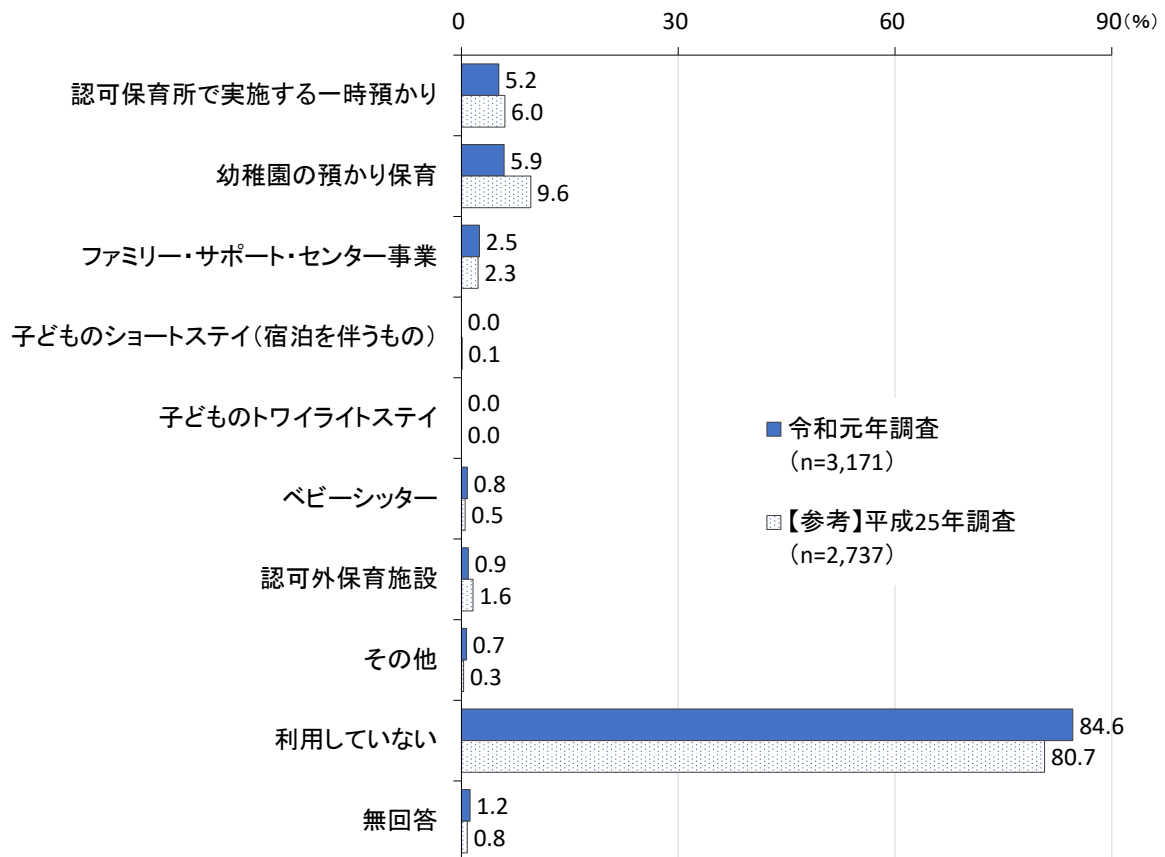
図表2-2-2-20 望ましいと思う事業形態



(オ) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

不定期の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認可保育所で実施する一時預かり」が5.2%となっています。今後の利用希望は53.1%が「利用したい」と回答しています。

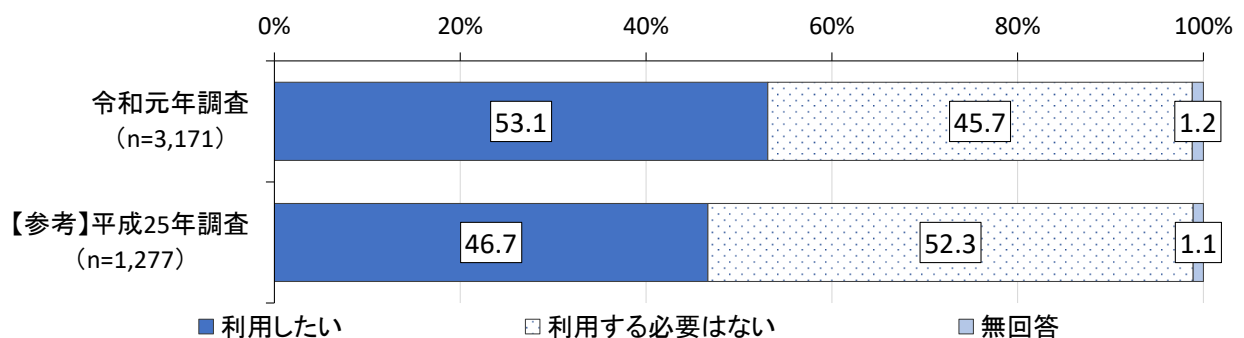
図表2-2-2-21 不定期の教育・保育事業の利用状況



※利用状況について、2019年（令和元年）調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「その他」の選択肢が複数回答。2013年（平成25年）調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「利用していない」の選択肢が複数回答で、「認可保育所で実施する一時預かり」の選択肢はなく、単に「一時預かり」という選択肢であった。上図においては「一時預かり」の回答割合を「認可保育所で実施する一時預かり」の箇所に記載している。

※2019年（令和元年）調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合（0.9%）と、利用はしているが事業名が無回答の場合（0.3%）の両者が含まれている。

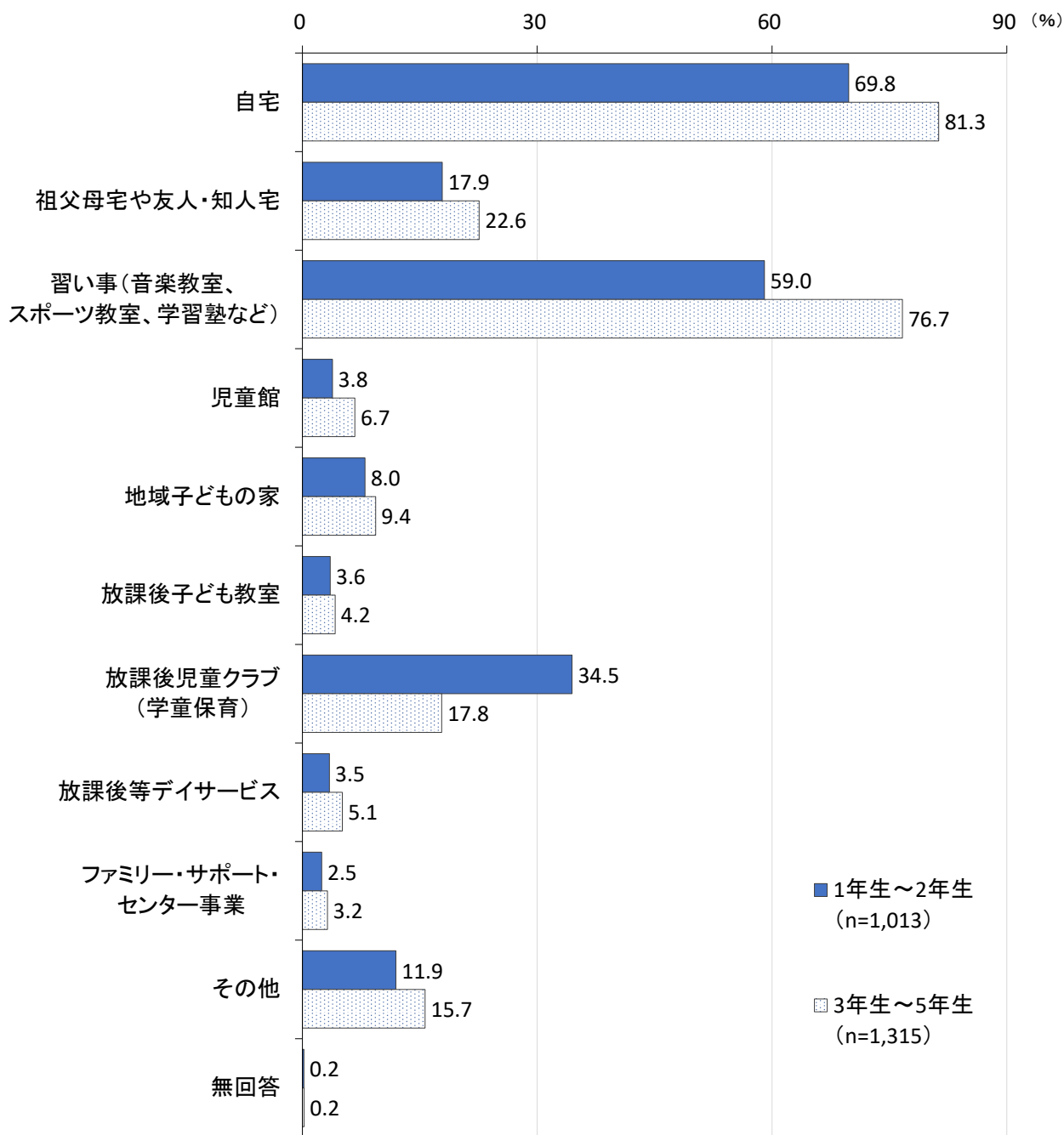
図表2-2-2-22 不定期の教育・保育事業の今後の利用希望



(カ) 放課後の過ごし方

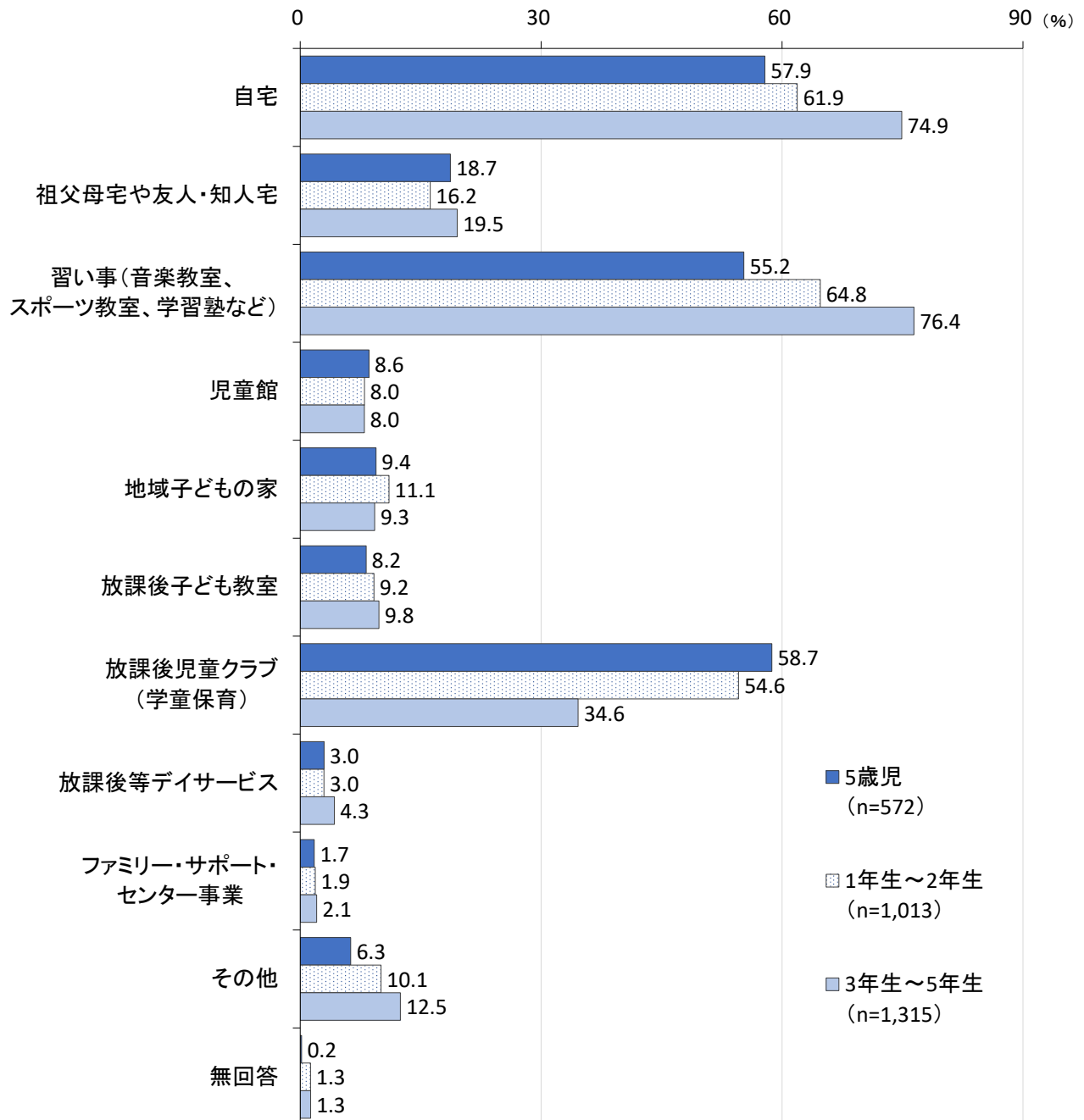
小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が約8割で回答割合が最も高く、次いで「習い事」の回答割合が高くなっています。1～2年生のうちには「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が34.5%と比較的高いですが、3年生以上になると低下しています。

図表2-2-2-23 小学生の放課後の過ごし方



来年度に放課後をどのように過ごさせたいかについては、「自宅」や「習い事」の回答割合が高いのは現在の過ごし方と同様ですが、「放課後児童クラブ（学童保育）」の回答割合が5歳児では58.7%、1～2年生では54.6%、3～5年生では34.6%となっています。

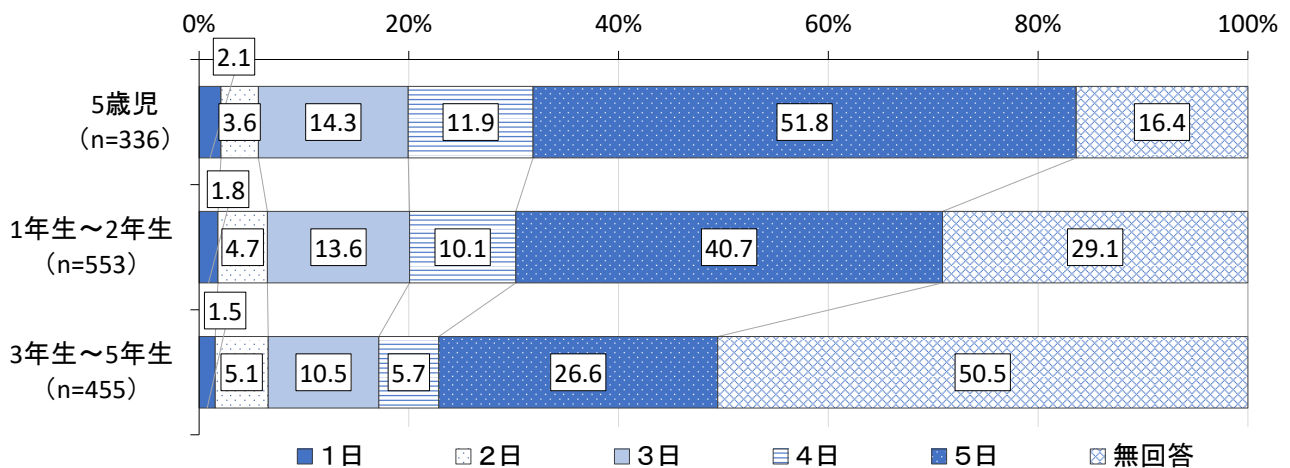
図表2-2-2-24 希望する放課後の過ごし方



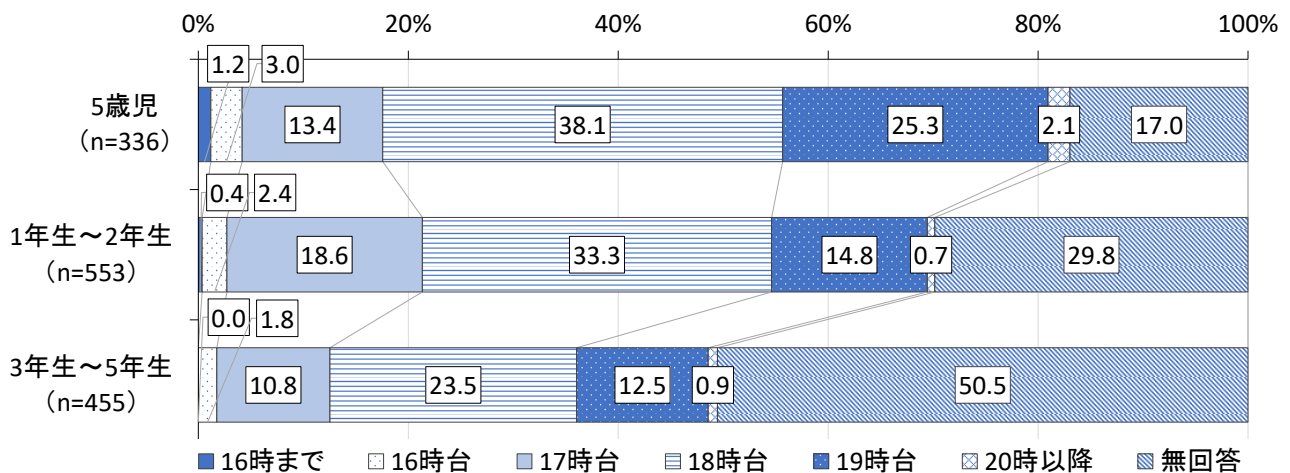
また、放課後児童クラブを利用したい人が週当たりで利用したい日数は、5歳児では半数以上が「5日」と回答しており、1～2年生でも40.7%が「5日」と回答していました。

何時までの利用を希望するかを尋ねた結果をみると、「18時台」が5歳児では38.1%、1～2年生では33.3%となっています。

図表2-2-2-25 放課後児童クラブ希望利用者が望む週当たり利用日数



図表2-2-2-26 放課後児童クラブ希望利用者が望む利用終了時間

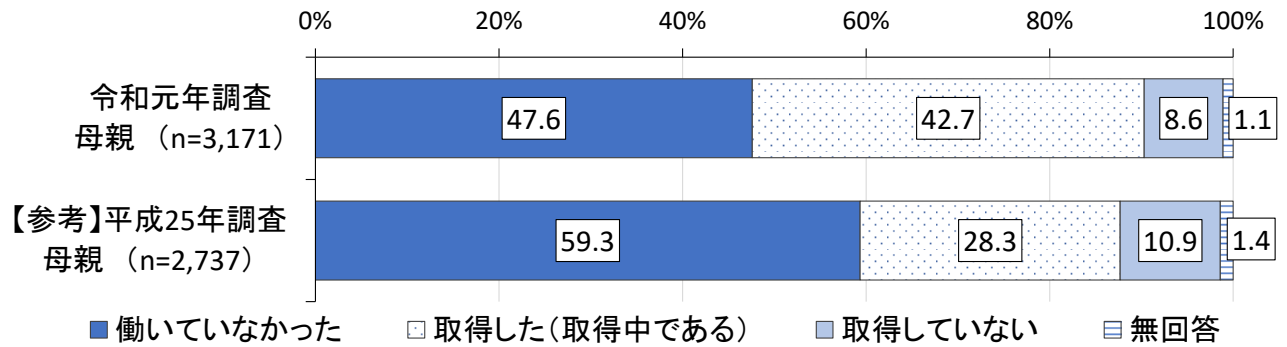


④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

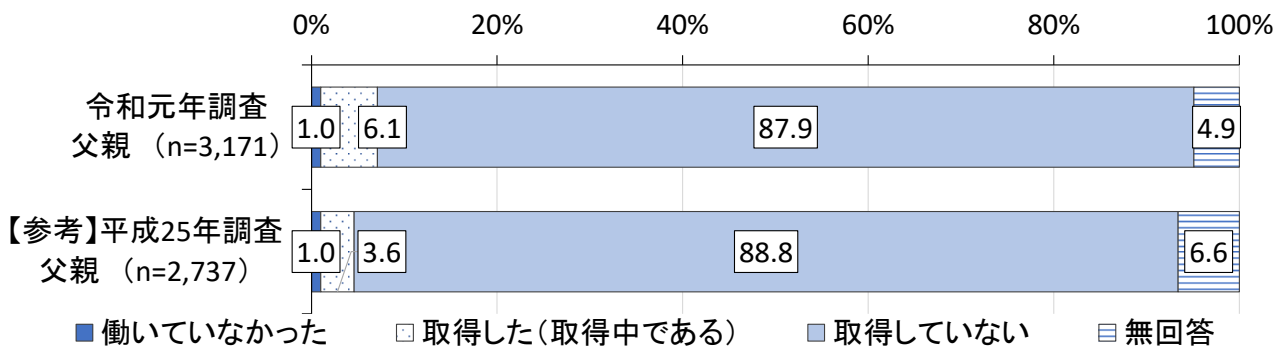
(ア) 育児休業の取得の有無

育児休業を「取得した（取得中である）」の回答割合は、母親が42.7%、父親が6.1%となっています。

図表2-2-2-27 育児休業の取得状況（母親）

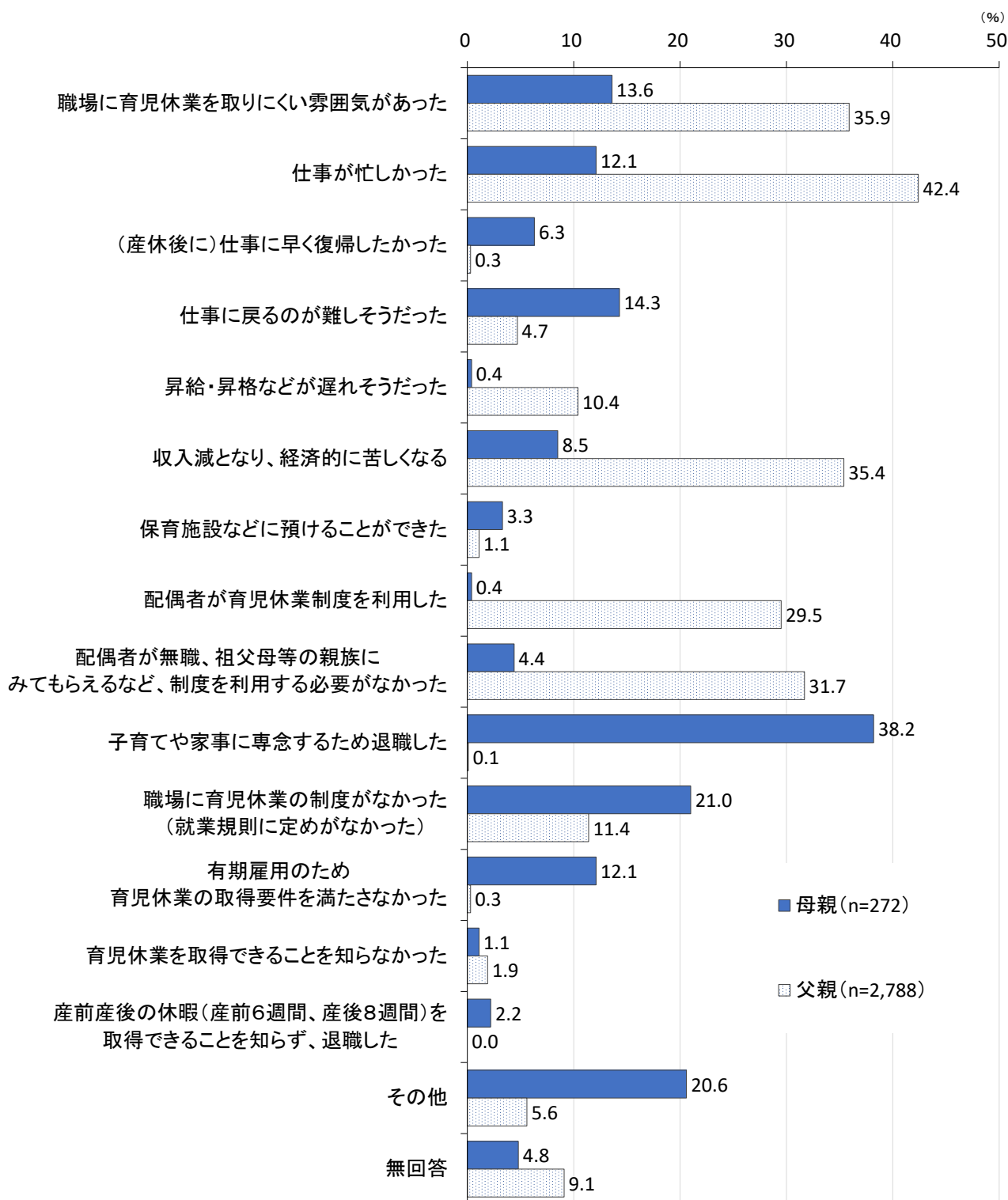


図表2-2-2-28 育児休業の取得状況（父親）



育児休業を取得していない理由として回答が多かったのは、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、父親は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」となっています。

図表2-2-2-29 育児休業を取得しなかった理由



3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みとして、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が2015年（平成27年）4月に施行されました。

これを受けて、本市では2015年（平成27年）3月に第1期計画を策定し、7つの基本目標を掲げ、様々な施策を実施してきました。

各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。

- 基本目標1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

これまでも、少子高齢化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加等により、子どもを産み育てる環境が大きく変化していることから、今後も多様なニーズに対応する柔軟性に富み、かつ当事者の視点に立った事業展開をする必要があります。

- 基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導等、妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた母子保健施策事業を進めてきました。

また、子どもが必要とする適切な医療をより受けやすくするため、小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業までへと拡大しました。

核家族化等により、妊娠や出産の悩みや不安について、身近に相談相手がいない孤立した家庭が増加傾向にあり、妊娠期からの切れ目ない母子保健対策として、子育てに関する不安や課題の早期発見及び継続した支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、小児医療費助成制度をはじめとした医療費助成を維持・継続して、必要な医療が必要な時に受けられる制度の充実を図る必要があります。

- 基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

子どもたちが発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育の推進や安心・安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流や活動の機会の提供に努めてきました。

核家族化により減退が懸念される家庭での養育力を補うために、次代の担い手である子どもたちの健全な育成を引き続き地域全体で見守り、支えていく必要があります。

- 基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むために、安心して遊べる公園や安全に歩行できる歩道の確保など、子どもや子育て家庭の視点に立った、子育てを支援する生活環境の整備を進めてきました。

子育て家庭が地域においてより快適な生活を営むことができるよう、「子育てバリアフリー」の観点から、安全・安心なまちづくりをより一層推進する必要があります。

- 基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させることで、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めてきました。

仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた支援施策を着実に進める必要があります。

- 基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、児童虐待に起因する様々な状況にある子育て家庭、ひとり親家庭、また、障がいのある子どもを有する家庭等を対象とした相談支援体制の充実や関係機関との連携強化など、支援を必要とする子ども・子育て家庭への取組を進めてきました。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、特に困難を抱える子ども・子育て家庭に対する切れ目ない包摂的な支援に、社会全体で取り組む体制や仕組を構築し、支援が途切れることのないよう関係機関等との連携を強化する必要があります。

- 基本目標7 若者の自立支援の充実

ニート、引きこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の自立支援に対する取組として、キャリア教育の推進、職業能力開発・就業支援の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を図り、包括的な支援を進めてきました。

困難を有する子ども・若者やその家族のおかれた状況にきめ細かに応じ、適切な支援に取り組む必要があります。

子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、第1期計画において「各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めました。

各事業の取組状況は次のとおりです。

- 教育・保育の量の見込みと確保方策

- 認定こども園（教育利用）及び幼稚園

市内の認定こども園や幼稚園のほか、市が幼稚園に準じる施設として認定した幼児教育施設において、教育需要への対応を図ってきました。

また、2017年度（平成29年度）に幼稚園1園が認定こども園へ移行した際には、市が神奈川県との調整や幼稚園への情報提供等の支援を行うなど、教育と保育を一体的に提供する体制づくりを進めてきました。

- 認定こども園（保育利用）及び認可保育所、地域型保育

保育需要の高い地域を中心に、公募による認可保育所（分園を含む）と小規模保育事業の新設や認可外保育施設の認可化移行支援、分園の本園化及び再整備に伴う定員増など、様々な手法により定員拡大を図り、2017年度（平成29年度）末には第1期計画策定当初の目標を上回る保育の受け皿を確保しました。しかしながら、保育所等利用申込者数は年々増加を続け、依然として待機児童が生じている状況から、2017年度（平成29年度）に中間見直しを行いました。

中間見直しでは、保育所等利用申込者数の過去2か年の伸び率を踏まえて量の見込みを見直しました。また確保方策は認可保育所の公募を中心に据え、募集園数は直近の入所申込状況を踏まえて決定することとし、引き続き取組を進めた結果、2019年（平成31年）

4月時点で計画開始時より 34 施設・1,791 人の定員拡大を行いました。計画期間内に待機児童解消には至りませんでした。

今後も引き続き、保育の受け皿確保に向けた取組を推進する必要があります。

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

● 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用における支援を行うため、保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を実施しています。

今後も引き続き、相談や情報提供を行うとともに、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローアップなど、事業の充実を図っていく必要があります。

● 時間外保育事業（延長保育）

保護者の保育ニーズに対応するため、これまでも認可保育所において時間外保育事業（延長保育）を実施してきた中で、新たに設置された認可保育所・小規模保育事業においても実施を促すことにより、すべての認可保育所等において実施しています。

今後も多様化する保護者の就労形態等へ対応するため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育の充実に取り組む必要があります。

● 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブを利用する対象児童の範囲が拡大されたことや女性の社会進出、共働き世帯の増加による放課後児童クラブの需要の高まりに伴い、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

2015年（平成27年）3月に策定した5か年計画である藤沢市放課後児童クラブ整備計画での整備目標78クラブに対して、2020年（令和2年）3月時点での整備数は69クラブに留まり、目標としていたクラブ数の整備を達成することはできず、待機児童解消には至りませんでした。

安心・安全で良好な放課後の生活の場を提供するために、今後も放課後児童クラブの整備を引き続き推進していきます。

- ショートステイ

本事業は、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設において養育を行う事業です。

2019年（令和元年）までの4年間で登録児童数は1.5倍に増加していることから、市民への周知が図られ、子育て支援に繋がっていると考えられます。

今後も引き続き有効な活用がされるよう、事業を進めていきます。

- 地域子育て支援拠点事業

2016年度（平成28年度）に子育て支援センターが3か所から4か所になり、子育てふれあい事業も新たに1か所増え22か所実施するようになったことで、地域の子育て支援がよりきめ細かにできるようになりました。

2016年度（平成28年度）より担当課内に兼務保健師、子育て支援センター2か所に保健師又は助産師、栄養士を配置し、子育てアドバイザーとともに、相談・助言・情報提供などを行いました。その中で妊娠期からの切れ目ない支援体制を築き、利用者のニーズに合わせた限定ひろばなど、多様な事業展開を進めてきました。

引き続き、利用者に寄り添った子育て支援の充実を図っていきます。

- 一時預かり（幼稚園在園児対象）

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園が行う預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）の実施を支援してきました。

延べ利用者数は年々増加傾向にある中、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、さらなる需要の増加が見込まれることから、引き続き、幼稚園の安定的な事業の実施に向けた支援を行う必要があります。

- 一時預かり（幼稚園在園児以外）

認可保育所の整備に合わせた実施施設の整備により、第1期計画期間中に3施設増加し、2018年度（平成30年度）には21施設となりました。

今後も引き続き、保護者の負担軽減や多様な保育ニーズへの対応を図るため、既存施設での実施のほか、地域のニーズに応じた整備を行うとともに、より効果的な事業の実施に向けた見直しを検討する必要があります。

- 病児・病後児保育事業

病児保育事業については、第1期計画期間中から継続して藤が岡二丁目地区再整備事業による整備を行っているほか、医療機関からの提案を受けて整備に向けた検討を進めている事業があります。

また、病後児保育事業については、これまでの法人立認可保育所3施設での実施に加え、企業主導型保育事業の事業者からの提案を受け、2019年（令和元年）10月から、新たに1施設で実施しています。

病児・病後児保育事業へのニーズが増加傾向にある中、教育・保育提供区域ごとのニーズや利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備に向けた検討を進めていきます。

- ファミリー・サポート・センター（就学児の預かり）

まかせて会員の増加を図るため、年3回の「まかせて会員研修会」の実施にあたり研修会場の周辺地域に地区回覧で周知を行い、多くの参加者を募りました。

引き続き広報ふじさわ、地区回覧等を利用した事業周知を図るほか、各市民センター等にチラシの配架を依頼するなど、「まかせて会員」数の更なる増加に取り組みます。

- 妊婦健康診査

妊娠届出数の減少を受け、妊婦健康診査の実施回数が当初の見込みを下回りましたが、当該事業の実施により、妊娠期の健康の保持と胎児の健やかな発育が促され、安心・安全な出産をむかえられるよう有効な健診となりました。

引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援の充実と、支援の必要な妊婦の早期発見に向けた地域連携体制の強化を図っていきます。

- 乳児家庭全戸訪問事業

年度ごとの誤差は多少ありましたが、おおむね見込みどおりの実施結果となりました。母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減、育児の孤立化や虐待の防止を図って、継続的に事業を行ってきました。

育児不安の早期発見と解決に向け、引き続き保健指導の充実を図っていきます。

- 養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する助言・指導や、ヘルパー派遣による家事・育児の援助等を行いました。

保健師等の訪問を要する家庭やヘルパー派遣による育児・家事援助の対象となる世帯数は、年度によって増減がありますが、今後も引き続き事業を実施し、児童の安定した養育環境を確保していきます。

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が実費として負担する教材費や行事参加費、給食費等を負担した施設に対し、国の基準に基づき助成を行うことで、保護者の経済的な負担軽減を図ってきました。

今後も引き続き実費負担に対する助成を行うことで、低所得者を中心に保護者の経済的な負担軽減を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす基本的な方向性

(1) 計画の将来像

本計画では、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」の基本理念を踏まえながら、第1期計画の基本的な方向性を継承し、次のとおり本市のめざす将来像を掲げます。

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する 子育てにやさしいまち

～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて～

本計画を策定するにあたっては、第1期計画の基本的な方向性を継承するものの、第1期計画期間における子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、行政としての責務をより明確に掲げ、実行していく必要があります。

支援の必要性の高い子ども・若者、子育て世帯に対して優先的に施策を講じる「(仮称)藤沢市子ども共育計画」の策定を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支えるまちの実現をめざすため、新たに副題として「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を設定します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

この計画では、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で子どもや子育て家庭、若者を支える社会の構築をめざし、以下の基本的な視点を掲げます。

① 子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながることはもとより、藤沢の未来を創ることにもつながることから、子どもの視点に立ち、良質かつ多様な子育て支援施策を提供することが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取組を進めます。

② 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、身近な人からの協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱えている場合が少なくありません。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、行政はもとより、社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。

③ 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が、社会的自立に向け、それぞれの未来を切り拓くことができるように、個々に寄り添った支援をすることが重要です。

生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送っていただけるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりを進めます。

2. 計画の基本目標

計画の将来像や基本的な視点を実現するため、次のとおり基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1：子育て支援の充実

基本目標2：親子の健康の確保及び増進

基本目標3：豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標4：子育てしやすい生活環境の整備

基本目標5：仕事と家庭との両立の推進

基本目標6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進

3. 計画の体系

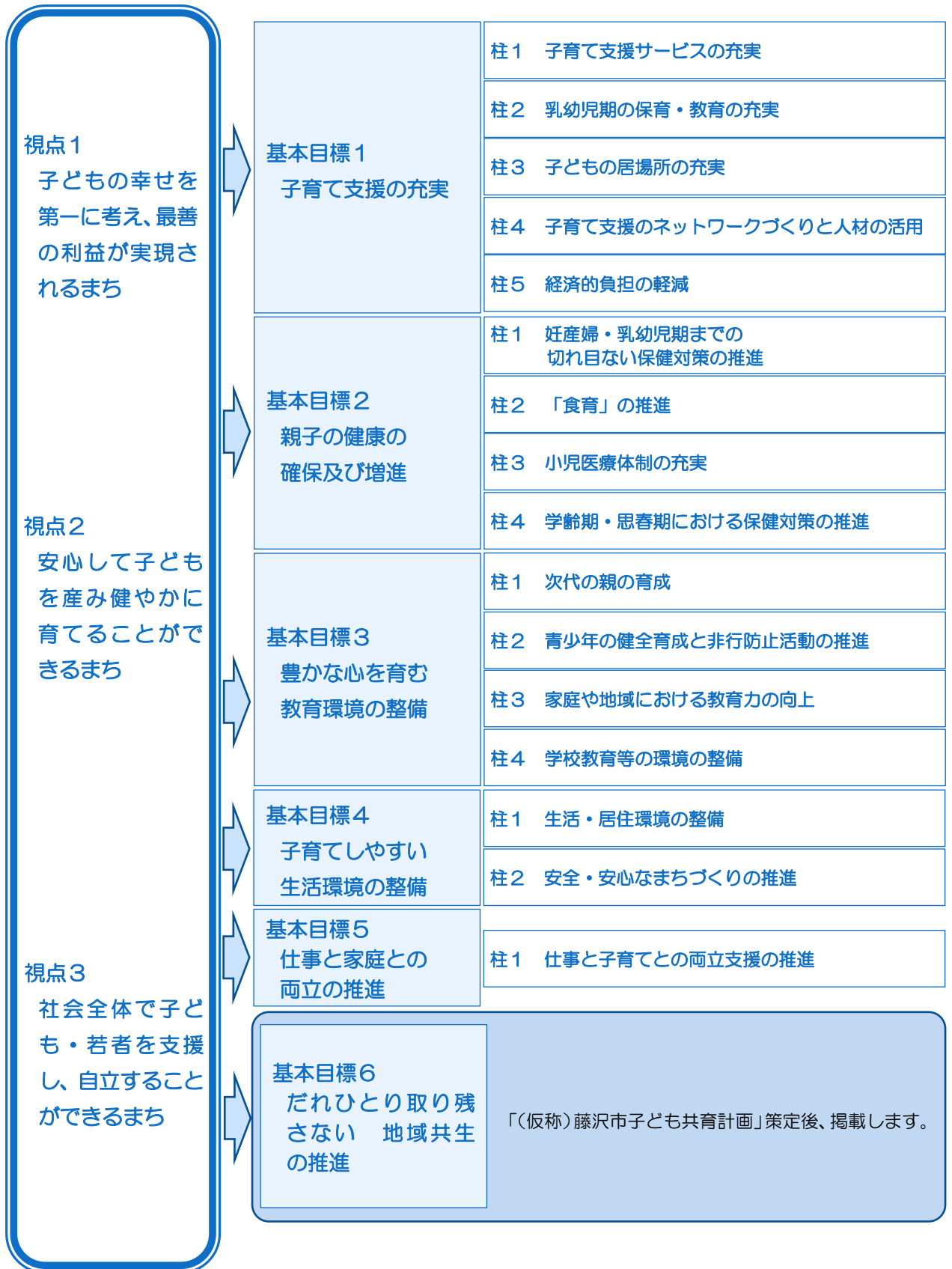
将来像

基本的な視点

基本目標

施策の柱

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てしやすいまち
 だれひとり取り残さない あたためたい地域共生社会の実現に向けて



主な施策の展開

<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター及びつどいの広場事業の充実 ●一時預かり事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の充実 ●トワイライトステイ・ショートステイ事業の推進 など
<ul style="list-style-type: none"> ●法人立保育所における保育内容の充実 ●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●届出保育施設への支援 ●幼稚園に対する認定こども園への移行支援 など
<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業 ●放課後子ども教室推進事業 ●公民館での子ども開放事業の実施 など
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する情報提供の充実 ●市民との協働による子育て支援ネットワークづくり など
<ul style="list-style-type: none"> ●小児医療費助成事業 ●各種手当の支給 ●特定不妊治療費・不育症治療費の助成 など
<ul style="list-style-type: none"> ●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援 ●乳幼児健診等の充実 ●母子歯科保健の充実 ●母子保健・育児に関する適切な情報提供 ●「育てにくさ」を感じている親への支援 など
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの発育・発達に応じた食育の推進 ●乳幼児（保育所）の食育の推進 ●学童期の食に関する指導 ●藤沢市食育推進計画の推進 など
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに関わる医療体制の推進 ●ふじさわ安心ダイヤル24 ●予防接種の推進 など
<ul style="list-style-type: none"> ●思春期保健事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ●幼児理解（家庭科・総合的な学習の時間） など
<ul style="list-style-type: none"> ●青少年指導員育成事業 ●青少年施設の整備・運営の充実 ●街頭指導事業 ●社会環境浄化活動 など
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児を持つ子育て家庭の交流 ●保育者セミナー ●学校・家庭・地域連携推進事業 など
<ul style="list-style-type: none"> ●学びを育むための指導の充実 ●学校における安全対策の充実 ●小・中学校整備事業 など
<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の環境整備 ●公園・広場等の拡大 ●スポーツ・レクリエーション広場の設置 など
<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全運動の推進 ●犯罪のない明るいまちづくりの推進 など
<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等意識啓発のための情報提供 ●就労支援体制の充実 ●雇用環境の整備 など

4. ライフステージごとの主な取組

○第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（案）において掲載します。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子育て支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域で相談をしたり、協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

今回実施したニーズ調査の結果をみると、妊娠中や出産後、子育てをされていて不安になったと回答した割合は約7割でした。

こうした現状から、地域の中で子どもたちを育む環境づくりを進めるとともに、家庭において、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、支援していく必要があります。

また、女性の社会進出等により共働き世帯が増加しており、認可保育所の入所希望も年々増加し、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。さらに、働き方の多様化が進んでいることを受けて、延長保育や休日保育、一時預かり事業などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様なニーズに対応していく必要があります。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行うこととしています。

本市では、この制度の実施主体として、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや教育・保育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

柱1 子育て支援サービスの充実

【めざす方向性】

すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、「子育て支援センター」や「つどいの広場」等において、子育てに関する相談や親子同士の交流を実施するとともに、各地域において自主的に行われている親子のサークルなどの活動に対する支援を実施してきました。

しかし、ニーズ調査の結果をみると、利用したいというニーズの高さに反して各事業の利用状況は限定的で、利用しない理由として「知らない」という回答もあったことから、引き続き子育て情報を積極的に発信することで事業の認知度を高めるとともに、利用者にとってより身近なものにしていく必要があります。

こうした状況から、子どもを一時的に預かる事業（認可保育所で行う一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）などの子育て支援事業を引き続き実施するとともに、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応するための相談・支援体制の拡充を図っていきます。

柱2 乳幼児期の保育・教育の充実

【めざす方向性】

近年、働く母親が増加し、保育所への入所希望の急増により、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

国は、新制度により、「保育の量的拡大及び確保」を図り、待機児童を解消することをめざしています。

本市においても、待機児童の解消に向け、認可保育所や小規模保育事業の新設整備のほか、既存保育施設の活用などにより、保育の受け皿を確保するとともに、保護者の多様な保育ニーズへの対応として、休日保育事業や延長保育事業の実施のほか、藤沢型認定保育施設事業や幼稚園における預かり保育事業への支援等により、提供体制の充実をめざします。

また、公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制を整備することで、地域の子育て支援の充実と保育の質の確保に取り組みます。

あわせて、障がい児や発達に特別な支援を必要とする子どもに関する幼児教育・保育施設に対する相談支援を充実し、教育・保育の質の向上を図ります。

柱3 子どもの居場所の充実

【めざす方向性】

共働き家庭の子どもの増加が見込まれる中、国では2018年（平成30年）に「新・放課後子ども総合プラン」が定められ、2023年（令和5年）までの放課後児童健全育成事業のさらなる受け皿整備が掲げられました。すべての子どもたちの安心・安全な居場所として、余裕教室の活用や、関係機関や地域の参加と協力のもと、子どもの健全育成のための環境づくりが求められています。

放課後児童クラブは、放課後に保護者が就労などの理由で不在となる家庭の児童に生活の場を提供し、子どもの自主性・社会性の向上を図ります。2019年度（令和元年度）まで「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が定める基準に則って施設を整備してきましたが、今後も引き続き、2024年度（令和6年度）までの年度ごとの目標整備量を本計画で定め、順次整備を進めます。

また、放課後子ども教室については、地域子どもの家等の放課後の居場所がない小学校区を中心に、整備をめざします。

なお、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村行動計画等に盛り込むべき内容は「（仮称）藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に定めます。

柱4 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用

【めざす方向性】

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動と協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

このため、関係機関や地域との連携や協働による事業を実施するほか、地域の子育て支援に関わる人材の発掘・育成をすることによって、地域における子育て支援ネットワークを強化していきます。

柱5 経済的負担の軽減

【めざす方向性】

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は依然として大きく、就学前の二一ズ調査の結果において、子育てに関する悩みとして経済的負担に関することを挙げた回答は、約3割となっています。

このため、引き続き児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付、さらには本市の独自の取組として、子育てのための施設等利用給付の対象とならない幼児教育施設の利用者への保育料助成の実施などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

基本目標2：親子の健康の確保及び増進

母子保健法では、「母親はすべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることから、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、乳幼児についても「乳児及び幼児は、心身ともに健全に成長するために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。また、子ども・子育て支援法では「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」とされており、家庭は子育ての基盤となることから、家族の健康は充実した子育てにとって大切なものとなります。

本市においては、これまでも母子保健施策の推進のために母子保健計画を策定し、第1期計画にも盛り込むことで、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に取り組んできました。本計画においても引き続き、妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健関連施策等を推進していきます。

柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健対策の推進

【めざす方向性】

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産、育児の悩みや不安について、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がおらず、妊産婦が孤立してしまうことが課題となっています。産後の母親の身体的・精神的な負担は大きく、その健康を保持していくことは、子どもの健やかな成長にも大きく影響します。こうしたことから、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を実施していく必要があります。

本市では、母子保健サービスの充実により、育児や子どもの発達に関する様々な不安や課題を早期に発見し、継続的に支援を行ってきたとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談・支援体制を充実させ、保護者の孤立防止に努めてきました。同時に、地域におけるさまざまな子育て支援サービスと連携し、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めてきました。

また、子どもの発育や発達に関しては、乳幼児健康診査の充実、子どもの育ちに関する適切な情報提供・啓発、養育支援が必要な子どもと保護者に対する育児や療養の支援と地域での支援ネットワークの構築、関係機関との連携・体制整備による、「育てにくさ」を感じている保護者が必要とする支援を行うための取組などを進めてきました。

今後も利用者の立場からみてより一層切れ目ない支援を実施するための取組を充実させていきます。

柱2 「食育」の推進

【めざす方向性】

社会全体で、早寝早起きや朝食摂取などの子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることは重要です。

本市では、市民の生涯にわたる健康のための適切な食習慣の確立をめざす「第3次藤沢市食育推進計画～生涯健康！ふじさわ食育プラン」を策定し、食育をより一層推進する取組を進めていきます。

今後もこの計画に基づき、保護者においては妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を心がけること、乳幼児期においては食生活を正しく・楽しく送ることができるようにすることについて、普及啓発を図ります。また、生涯を通じた健康づくりを支援するため、母子保健事業のほか、保育所や学校における事業をとおして、食の大切さを伝え、「家庭や社会全体における子どもの食育」を推進します。

柱3 小児医療体制の充実

【めざす方向性】

すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会などと連携し、休日・夜間診療体制の充実を図るとともに、不安解消のため、24時間電話健康相談サービス「ふじさわ安心ダイヤル24」を引き続き実施します。

また、未熟児養育事業の実施や小児慢性特定疾病などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

柱4 学齢期・思春期における保健対策の推進

【めざす方向性】

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のみまぐるしい社会環境変化もあり、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べるような思春期の保健対策が求められています。

妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受けとめができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりを図っていきます。

母子保健計画の施策体系

基本的な視点	基本目標	事業名	事業内容	取組の方向
安心して子どもを産み健やかに育てるじょうぶがてきまるまち	親子の健康の確保及び増進	妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進	●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援	母子健康手帳の交付 妊婦健康診査の実施 こんにちは赤ちゃん事業の実施 妊娠期からの保健指導の充実 孤立化防止のための他機関との連携
			●乳幼児健診等の充実	乳幼児健診の充実 健診の受診率の向上 情報提供と相談の充実 健診未受診児フォローの充実
			●母子保健・育児に関する適切な情報提供	両親学級（マタニティクラス）の充実 父子手帳の配布 育児相談の充実 7か月児赤ちゃん教室の実施
			●「育てにくさ」を感じている親への支援	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診のほか、5歳児等においても相談や必要な支援を検討 健診後の発達フォロー事業の充実
			●慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	経過検診療養生活相談等の実施 親同士の交流の場の確保 講演会等の情報提供の実施 在宅療養支援ネットワークの充実
			●母子歯科保健の充実	う蝕予防の情報提供、啓発 幼児歯科健診の実施 歯科指導、相談の実施と、かかりつけ歯科医への受診勧奨 障がいや疾患がある場合への対応
		「食育」の推進	●子どもの発育・発達に応じた食育の推進	妊娠期からの栄養に関する普及啓発 栄養相談及び食に関する教室の充実
		小児医療体制の充実	●予防接種の推進	定期予防接種の周知と接種率の向上 予防接種の情報提供と啓発の充実 安全な予防接種の精度管理
		学齢期・思春期における保健対策の推進	●思春期保健事業の充実	学校に出向いた 思春期健康教育の実施 思春期講演会の実施

基本目標 3：豊かな心を育む教育環境の整備

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組づくりを図り、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、藤沢ならではの豊かな自然環境を活かした教育等に取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実させてきました。

今後も、子ども一人ひとりの夢や「生きる力」を育むために、安心・安全な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育むような地域における交流や活動の機会の提供に努めます。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中学生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきましたが、今後は広く若者に対象を広げながら様々な啓発や体験の機会を提供します。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組みます。

柱 1 次代の親の育成

【めざす方向性】

核家族化やきょうだい数の減少、地域とのつながりの希薄化が進む現代において、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になる保護者が増えており、こうした傾向は、今後も継続されると考えられます。

子どもたちが次代の親としての自覚と正しい知識をもつことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交流事業や学校教育などの多くの機会をとらえた啓発事業を推進します。

柱 2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進

【めざす方向性】

青少年が、社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立し、社会生活での適応能力を備えるとともに、未来の社会をより良いものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

こうした青少年育成を推進していくために、青少年の活動を充実させ、支援人材の育成を進めるとともに、青少年に関わる組織・団体への支援を行います。

あわせて青少年の健全な活動を推進するために既存施設の活用を図るとともに、老朽化している青少年の活動拠点や居場所の整備を公共施設再整備方針に基づき検討していきます。

また、家庭、地域、学校、関係機関・関係団体、企業等と連携し、青少年の非行の防止や再発防止を目的に、規範意識を高め合いながら、街頭指導やキャンペーン活動等の充実を図ります。

インターネット上の有害サイトや喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性について、青少年やその保護者等に対して、学校教育をはじめ多くの機会をとらえ、啓発を推進します。

また、関係団体や地域住民などによる連携強化や書店やゲームセンターなどの自主的な取組を促進し、青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

柱3 家庭や地域における教育力の向上

【めざす方向性】

妊娠期から学齢期以降までの育児期にわたる切れ目ない支援の実現に向けては、子育ての場である家庭での養育力（子育て力）の向上が重要とされており、そのためには課題を抱えながらも孤立している親子への支援の強化や、地域や関係機関との連携強化、情報共有による家庭教育支援の充実をより一層推進していく必要があります。

また、学校教育を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を図ります。さらに、公民館における家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業、市内19中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組織の運営などを通じて、地域社会全体としての教育力の向上も引き続き図っていきます。

柱4 学校教育等の環境の整備

【めざす方向性】

グローバル化や急激な少子高齢化、急速な情報化の進展により、将来の変化を予測することが困難な時代において、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸長させることができるような取組を、教育振興基本計画に基づき着実に進めていきます。

基本目標 4：子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要です。

生活環境の整備については、これまでも取組を進めてきたところですが、子どもの視点、子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業の推進に取り組む必要があります。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことができるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりにより一層取り組む必要があります。

柱 1 生活・居住環境の整備

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「ベビーカーで移動しやすい道路環境整備」などの要望が多く寄せられています。子どもや親子が安心して自由に行動できるように、引き続き、安心して遊べる公園の整備や、安全に歩行できる歩道の確保、子育てバリアフリーの推進に取り組みます。

柱 2 安全・安心なまちづくりの推進

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「通学路などの防犯・安全対策」についての要望が多く寄せられています。子どもを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組めます。

また、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう、引き続き防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ります。

基本目標5：仕事と家庭との両立の推進

少子化対策という視点から、男女平等の意識や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方がより一層重要となっています。

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランを策定し、男女共同参画の認識を広めるための啓発に取り組んでいます。

また、労働団体、企業・経済団体、NPO、大学、行政等の各団体が連携・協力して「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を設置して、多様な生き方・働き方をお互いに理解し、尊重し合う社会をめざしていけるような施策を進めています。

こうした取組をさらに充実させ、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めます。

柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進

【めざす方向性】

近年共働き家庭が増加し続けていますが、他方で待機児童が依然として多く存在しているほか、就労の継続を希望しながらも「仕事と子育ての両立が困難である」という理由で出産を機に退職する女性も多く存在しています。また、内閣府によれば、男性の子育てへの参画に関する意識は高まっていますが、他方で子育て期の男性が長時間労働を行う割合は依然として高く、家事・育児に従事する時間は短いままになっています。

男性も女性も仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層浸透させていくことが重要です。

このため、女性・男性両者の育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めるとともに、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」において地域の実情を把握し、具体的な支援施策に取り組みます。

また、労働相談事業を引き続き実施するなど、働きやすい環境づくりに努めます。

基本目標 6：だれひとり取り残さない 地域共生の推進

2016年度（平成28年度）の国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が経済的な貧困に陥っているとされています。このような動向を受けて、本市では2018年度（平成30年度）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。その結果から、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるという声が高まっていることがわかりました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年（令和元年）に市町村による計画策定を努力義務とすることに改正されたことも踏まえ、同法と「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「（仮称）藤沢市子ども共育計画」を、本計画を補完するものとして策定します。

本計画が、子ども・若者、子育て家庭を対象とした計画であることに対し、「（仮称）藤沢市子ども共育計画」は、その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して優先的に施策を講じる計画になります。

「（仮称）藤沢市子ども共育計画」は「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」をめざす基本的な方向性として掲げ、具体的な事業を実施します。

○第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画（案）において、（仮称）藤沢市子ども共育計画の体系を掲載します。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度における市町村の役割

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために定める基本的な指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画において次の5項目を定め、総合的・計画的に行うこととされており、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図っていきます。

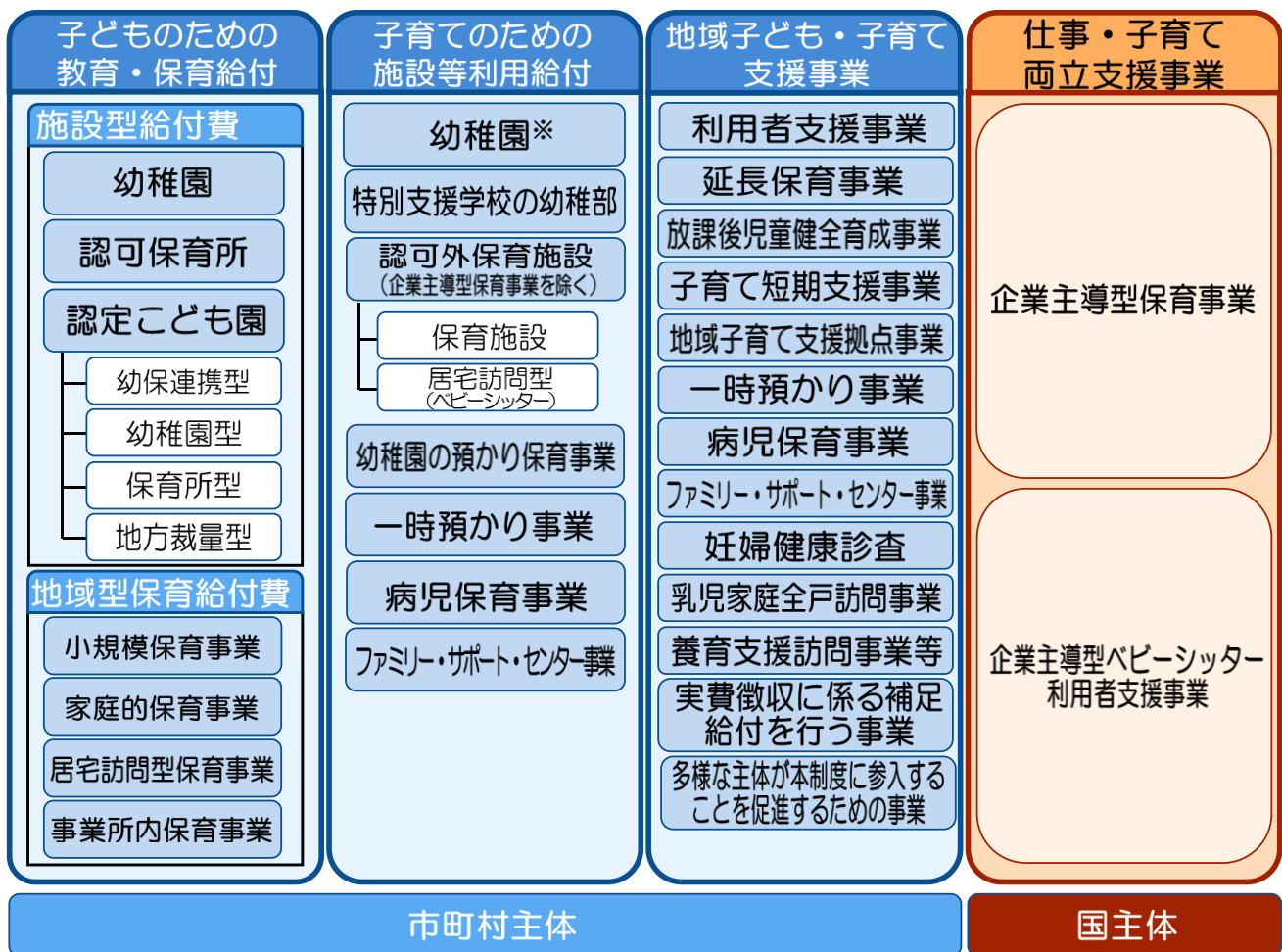
- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

(2) 給付・支援事業

子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育の提供（給付）や子育て支援に関する事業として、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」が定められています。

このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに創設された給付事業です。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を保証するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としており、3歳から就学前までの児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の教育・保育にかかる基本的な利用料（保育料）を対象に、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」による給付事業として実施されます。

制度に関連する給付・支援事業の全体像は次のとおりです。



※幼稚園のうち、施設型給付を受ける幼稚園を除く。

① 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度により、制度の対象となる施設や事業を利用した場合に共通の仕組みで公費の対象となります。

子どものための教育・保育給付は、次の2つの給付に分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。施設型給付の対象施設を「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4つです。地域型保育給付の対象事業を「特定地域型保育事業」といいます。

施設・事業		概要
特定教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
	幼稚園	学校教育法に基づき、3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設です。
	認可保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設で、法令に定める施設や運営等についての基準を満たし、知事等の許可を受けた児童福祉施設です。
特定地域型保育事業	小規模保育事業	市町村の認可を受けた事業者が、少人数（定員6～19人）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う施設です。
	家庭的保育事業	市町村の認可を受けた保育士資格等のある保育者（家庭的保育者）の居宅等で、少人数（定員5人まで）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う施設です。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。
	事業所内保育事業	企業や病院等の事業所が、従業員や職員を対象に、職場内や職場の近くに設置した市町村の認可基準を満たす保育施設です。地域の保育を必要とする子どもの枠（以下「地域枠」という。）を設けて受け入れています。

② 子育てのための施設等利用給付

市町村からの認定を受けた利用者が、子育てのための施設と利用給付の対象として市町村の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用した場合に、給付の対象となります。

対象施設等 (特定子ども・ 子育て支援施設等)	市町村の確認を受けた次の施設・事業 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、藤沢型認定保育施設等の認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
対象者	市町村の認定を受けた、次のいずれかに該当する子ども ・ 3歳児から5歳児まで（小学校就学前まで）の子ども ・ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の保育の必要性がある子ども

③ 保育の必要性の認定

教育・保育施設及び事業等の利用にあたっては、保育の必要性の有無に応じた給付認定を市町村から受ける必要があります。

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無、利用施設・事業の種別等に応じた区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して認定します。

(ア) 給付認定区分

■ 特定教育・保育給付認定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	-	-
	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用) 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園(施設型給付を受ける園) 認定こども園(教育利用)
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用)

※保育の必要性がある場合には、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)の2区分によって認定を行うことになります。
また、満3歳以上で、保育の必要性がない場合には、教育標準時間認定を受けることになります。

■施設等利用給付

特定子ども・子育て支援施設等の利用にあたり、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、給付対象であることの認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	特定子ども・子育て支援施設等 (利用できる主な施設及び事業)
満3歳未満 (非課税世帯のみ)	なし	-	-
	あり	3号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園(施設等利用給付を受ける園) 特別支援学校の幼稚部
	あり	2号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

※保育の必要性があり、2号認定を受けられる場合は、4月1日時点で3歳以上の場合に限り、満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間は、非課税世帯の場合のみ、3号認定を受けることができます。

(イ) 保育の必要性の事由について

「保育の必要性」が認められる事由については、次のとおりとなっています。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労をしていて、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合
⑤ 親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月に 64 時間以上拘束されていることが常態となっている場合
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
⑦ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
⑧ 就学	大学・専門学校・職業訓練校等（通信制・定時制は含まない。）に就学していて、月 64 時間以上拘束されていることが常態となっている場合
⑨ 対象園児のきょうだいの育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合

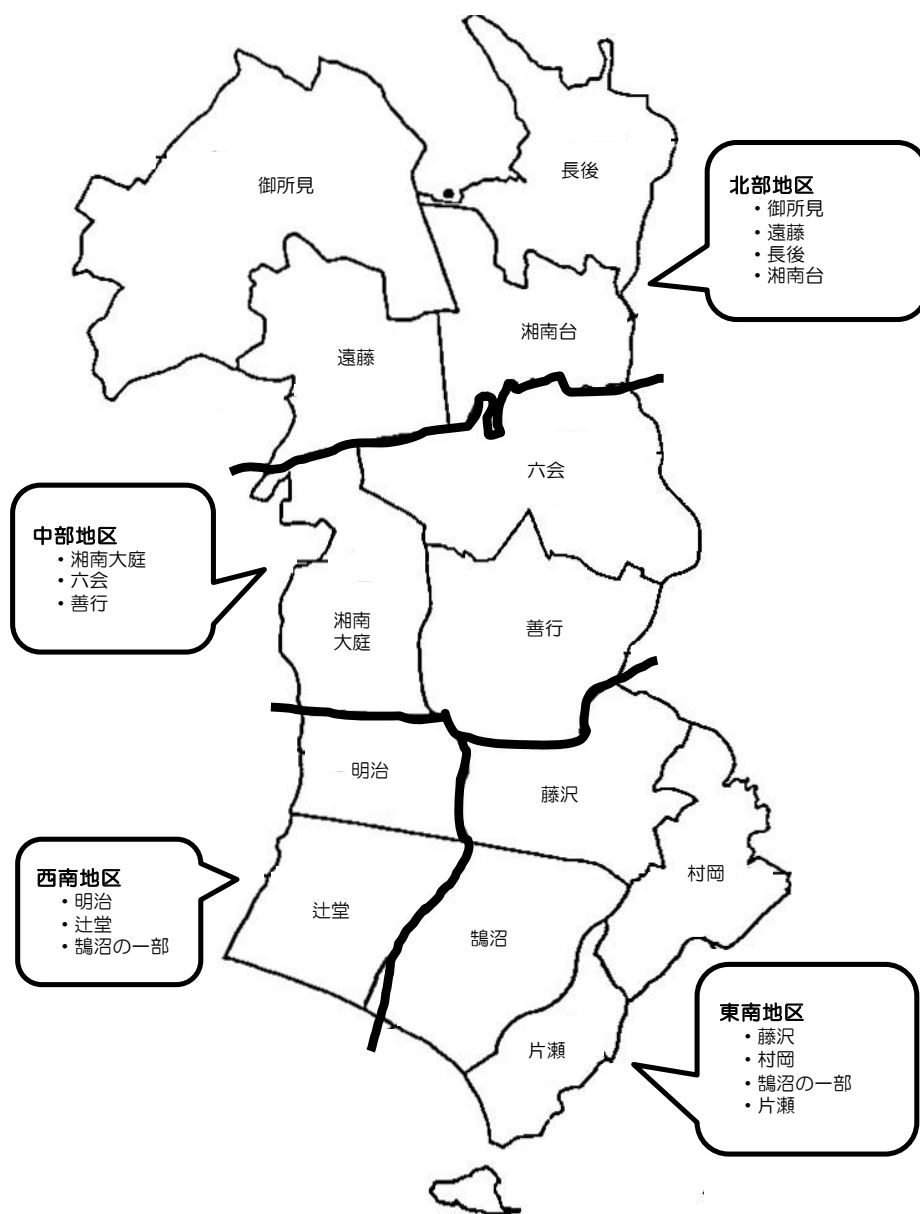
※2019年（平成31年）4月時点

2. 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが求められています。

本計画では、第1期計画における考え方を踏襲し、教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分し、地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定しました。

なお、教育・保育提供区域に基づいて、保育所整備計画の改定を行い、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行います。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は次のとおりです。

(1) 量の見込みと確保方策

【確保方策の考え方】

●認定こども園（教育利用）・幼稚園

教育利用に関するニーズに対し、市内に設置された私立認定こども園及び幼稚園、また幼稚園に準じる施設として市が認定した幼児教育施設において対応することを想定しています。

●認定こども園（保育利用）・認可保育所・地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、待機児童の多い低年齢の受け入れに配慮した定員構成の認可保育所及び地域型保育施設等の新設や、既存施設の定員拡大などを推進します。認定こども園については、移行における課題や各施設の個別事情等に留意する中で、移行に向けた支援を進めます。

また、認可外保育施設に係る地方単独認証保育施設として、引き続き、藤沢型認定保育施設事業を実施するとともに、企業主導型保育事業への支援と連携を進め、地域枠の活用など、待機児童の受け皿確保を図ります。

具体的な量の見込みと確保の内容は、次ページより記載します。

(2) 3号認定子どもの保育提供率の目標値

待機児童数の多くを占めている3号認定子ども（3歳未満）の計画期間中の保育提供率（3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数）の目標値は次のとおりです。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
目標値	38.1%	42.0%	44.4%	46.2%	47.8%

① 市全域

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,966	565	4,138	644	3,273	3,917	14,586
		6,531					
確保の内容 ②		7,460	4,908	758	3,183	3,941	16,309
特定教育・保育施設		660	4,603	635	2,534	3,169	8,432
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,480	—	—	—	—	6,480
特定地域型保育事業	—		0	52	249	301	301
藤沢型認定保育施設	—		239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—		66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	99	99	419
②-①		929	770	114	△90	24	1,723

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,676	534	4,178	673	3,402	4,075	14,463
		6,210					
確保の内容 ②		7,460	5,206	797	3,484	4,281	16,947
特定教育・保育施設		860	4,901	659	2,710	3,369	9,130
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,280	—	—	—	—	6,280
特定地域型保育事業	—		0	67	329	396	396
藤沢型認定保育施設	—		239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—		66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	144	144	464
②-①		1,250	1,028	124	82	206	2,484

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,508	517	4,290	705	3,562	4,267	14,582
		6,025					
確保の内容 ②		7,460	5,406	827	3,668	4,495	17,361
特定教育・保育施設		1,110	5,101	677	2,820	3,497	9,708
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,030	—	—	—	—	6,030
特定地域型保育事業	—	—	0	79	393	472	472
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	154	154	474
②-①		1,435	1,116	122	106	228	2,779

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,381	504	4,423	735	3,686	4,421	14,729
		5,885					
確保の内容 ②		7,460	5,570	848	3,763	4,611	17,641
特定教育・保育施設		1,360	5,265	692	2,908	3,600	10,225
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780	—	—	—	—	5,780
特定地域型保育事業	—	—	0	85	425	510	510
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	129	129	449
②-①		1,575	1,147	113	77	190	2,912

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,244	492	4,537	764	3,786	4,550	14,823
		5,736					
確保の内容 ②		7,460	5,688	860	3,830	4,690	17,838
特定教育・保育施設		1,360	5,383	701	2,974	3,675	10,418
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780	—	—	—	—	5,780
特定地域型保育事業	—	—	0	88	441	529	529
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	114	114	434
②-①		1,724	1,151	96	44	140	3,015

② 東南地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育コースの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	2,088	198	1,598	236	1,274	1,510	5,394
		2,286					
確保の内容 ②		2,371	1,889	310	1,272	1,582	5,842
特定教育・保育施設		450	1,814	251	998	1,249	3,513
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,775	—	—	—	—	1,775
特定地域型保育事業	—		0	23	111	134	134
藤沢型認定保育施設	—		28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—		47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	38	38	184
②-①		85	291	74	△2	72	448

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育コースの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,987	187	1,613	247	1,324	1,571	5,358
		2,174					
確保の内容 ②		2,371	1,961	319	1,337	1,656	5,988
特定教育・保育施設		650	1,886	257	1,042	1,299	3,835
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—		0	26	127	153	153
藤沢型認定保育施設	—		28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—		47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	43	43	189
②-①		197	348	72	13	85	630

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,928	181	1,656	258	1,386	1,644	5,409
		2,109					
確保の内容 ②		2,371	2,033	328	1,407	1,735	6,139
特定教育・保育施設		650	1,958	263	1,086	1,349	3,957
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	29	143	172	172
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	53	53	199
②-①		262	377	70	21	91	730

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,883	176	1,708	270	1,435	1,705	5,472
		2,059					
確保の内容 ②		2,371	2,069	334	1,435	1,769	6,209
特定教育・保育施設		650	1,994	266	1,108	1,374	4,018
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	32	159	191	191
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	43	43	189
②-①		312	361	64	0	64	737

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,835	172	1,752	280	1,474	1,754	5,513
		2,007					
確保の内容 ②		2,371	2,141	340	1,484	1,824	6,336
特定教育・保育施設		650	2,066	272	1,152	1,424	4,140
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	32	159	191	191
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	48	48	194
②-①		364	389	60	10	70	823

③ 西南地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,253	118	904	146	794	940	3,215
		1,371					
確保の内容 ②		1,537	1,162	161	703	864	3,563
特定教育・保育施設		0	989	138	537	675	1,664
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	9	40	49	49
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	24	24	166
②-①		166	258	15	△91	△76	348

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,192	112	913	152	825	977	3,194
		1,304					
確保の内容 ②		1,537	1,270	179	837	1,016	3,823
特定教育・保育施設		0	1,097	147	603	750	1,847
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	18	88	106	106
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	44	44	186
②-①		233	357	27	12	39	629

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,157	109	938	160	864	1,024	3,228
		1,266					
確保の内容 ②		1,537	1,306	188	886	1,074	3,917
特定教育・保育施設		0	1,133	150	625	775	1,908
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	39	39	181
②-①		271	368	28	22	50	689

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,130	106	967	166	894	1,060	3,263
		1,236					
確保の内容 ②		1,537	1,342	191	898	1,089	3,968
特定教育・保育施設		0	1,169	153	647	800	1,969
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	29	29	171
②-①		301	375	25	4	29	705

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,101	103	991	173	918	1,091	3,286
		1,204					
確保の内容 ②		1,537	1,378	194	920	1,114	4,029
特定教育・保育施設		0	1,205	156	669	825	2,030
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	29	29	171
②-①		333	387	21	2	23	743

④ 中部地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,432	136	791	112	488	600	2,959
		1,568					
確保の内容 ②		1,497	877	119	537	656	3,030
特定教育・保育施設		0	877	111	487	598	1,475
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	6	26	32	32
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	20	20	52
②-①		△71	86	7	49	56	71

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,362	128	799	117	508	625	2,914
		1,490					
確保の内容 ②		1,497	877	122	548	670	3,044
特定教育・保育施設		0	877	111	487	598	1,475
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	42	51	51
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	15	15	47
②-①		7	78	5	40	45	130

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,322	124	820	123	532	655	2,921
		1,446					
確保の内容 ②		1,497	913	128	580	708	3,118
特定教育・保育施設		0	913	117	509	626	1,539
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	42	51	51
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	25	25	57
②-①		51	93	5	48	53	197

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,292	121	845	128	550	678	2,936
		1,413					
確保の内容 ②		1,497	949	134	607	741	3,187
特定教育・保育施設		0	949	123	531	654	1,603
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	42	51	51
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	30	30	62
②-①		84	104	6	57	63	251

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,259	119	867	133	565	698	2,943
		1,378					
確保の内容 ②		1,497	949	134	597	731	3,177
特定教育・保育施設		0	949	123	531	654	1,603
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	42	51	51
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	20	20	52
②-①		119	82	1	32	33	234

⑤ 北部地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,193	113	845	150	717	867	3,018
		1,306					
確保の内容 ②		2,055	980	168	671	839	3,874
特定教育・保育施設		210	923	135	512	647	1,780
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845	—	—	—	—	1,845
特定地域型保育事業	—		0	14	72	86	86
藤沢型認定保育施設	—		38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—		19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	17	17	17
②-①		749	135	18	△46	△28	856

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,135	107	853	157	745	902	2,997
		1,242					
確保の内容 ②		2,055	1,098	177	762	939	4,092
特定教育・保育施設		210	1,041	144	578	722	1,973
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845	—	—	—	—	1,845
特定地域型保育事業	—		0	14	72	86	86
藤沢型認定保育施設	—		38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—		19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	42	42	42
②-①		813	245	20	17	37	1,095

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,101	103	876	164	780	944	3,024
		1,204					
確保の内容 ②		2,055	1,154	183	795	978	4,187
特定教育・保育施設		460	1,097	147	600	747	2,304
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,595	—	—	—	—	1,595
特定地域型保育事業	—	—	0	17	88	105	105
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	37	37	37
②-①		851	278	19	15	34	1,163

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,076	101	903	171	807	978	3,058
		1,177					
確保の内容 ②		2,055	1,210	189	823	1,012	4,277
特定教育・保育施設		710	1,153	150	622	772	2,635
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345	—	—	—	—	1,345
特定地域型保育事業	—	—	0	20	104	124	124
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	27	27	27
②-①		878	307	18	16	34	1,219

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,049	98	927	178	829	1,007	3,081
		1,147					
確保の内容 ②		2,055	1,220	192	829	1,021	4,296
特定教育・保育施設		710	1,163	150	622	772	2,645
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345	—	—	—	—	1,345
特定地域型保育事業	—	—	0	23	120	143	143
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	17	17	17
②-①		908	293	14	0	14	1,215

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした13の事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼称	本市における事業名
① 利用者支援事業	保育コンシェルジュによる相談・情報提供 子育て世代包括支援センターを中心とした 相談支援
② 延長保育事業	延長保育事業
③ 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
④ 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業
⑤ 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業 つどいの広場事業
⑥ 一時預かり事業	一時預かり事業
⑦ 病児保育事業	病児保育事業 病後児保育事業
⑧ ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑨ 妊婦健康診査	妊婦健康診査
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～
⑪ 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

※⑫及び⑬の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型・特定型）

保育課の窓口において、保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供を行うとともに、子育て支援センター3か所での出張相談を行います。

- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

【確保方策の考え方】

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型・特定型）

保護者に寄り添う支援として、保育コンシェルジュによる相談や情報提供を引き続き行うとともに、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可外保育施設等の情報提供、また、認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実させていきます。

- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援（母子保健型）

子育て世代包括支援センター等を拠点に、情報提供と必要な教育・相談等、妊産婦と子どもに関わる支援を利用しやすいよう、利用者支援事業の実施に努めます。

(単位：か所)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	7	7	7	7	7
基本型・特定型	4	4	4	4	4
母子保健型	3	3	3	3	3
確保の内容	・保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談・情報提供 ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援				

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所等を利用する子どもについて、通常の利用日及び利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園、認可保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズへの対応を図るため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育事業（延長保育事業）の充実に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み ①	5,607	5,701	5,844	6,069	6,282
確保の内容 ②	6,417	6,545	6,676	6,810	6,946
②－①	810	844	832	741	664

(3) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

2019年度（令和元年度）現在の待機児童が発生している学区、児童推計等を参考に、児童クラブの整備が必要な学区を検討のうえ、計画的な整備に取り組んでいきます。具体的な整備内容は「（仮称）藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に掲載します。

（単位：人）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	3,957	4,135	4,294	4,420	4,494
1年生	1,144	1,211	1,263	1,283	1,279
2年生	1,017	1,049	1,094	1,130	1,139
3年生	722	746	758	782	800
4年生	465	496	526	547	579
5年生	401	413	428	444	454
6年生	208	220	225	234	243
確保の内容 ②	4,375	4,484	4,520	4,628	4,714
②－①	418	349	226	208	220

(4) ショートステイ事業

【事業概要】

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間（連続7日、1か月10日まで）子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

2020年（令和2年）3月現在実施している体制で、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら事業を実施していきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	248	238	234	233	231
確保の内容 ②	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
②－①	1,358	1,368	1,372	1,373	1,375

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。拠点から離れている地域においては、職員が出向き、巡回子育てひろばを実施しています。

【確保方策の考え方】

2019年（令和元年）現在実施している施設に加え、2020年度（令和2年度）より巡回子育てひろばの巡回先を増やし、地域における子育て支援の充実を図ります。

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み（人回）	107,832	109,250	111,624	113,172	114,271
確保の内容（か所）	38	39	39	39	39

(6) 一時預かり事業（幼稚園が実施する預かり保育）

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものを含む）です。

【確保方策の考え方】

対象児童数の減少が見込まれるものの、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）や預かり保育事業の需要の増加が見込まれます。

今後も、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、安定的な事業の実施に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	127,184	125,147	123,501	123,417	122,998
1号認定による利用	42,395	41,716	41,167	41,139	40,999
2号認定による利用	84,789	83,431	82,334	82,278	81,999
確保の内容 ②	123,690	123,690	123,690	123,690	123,690
一時預かり事業 （幼稚園型Ⅰ）	18,554	22,264	25,975	29,686	33,396
上記以外*	105,136	101,426	97,715	94,004	90,294
②－①	△3,494	△1,457	189	273	692

※施設等利用給付を受ける幼稚園が行う預かり保育、長時間預かり保育運営費事業など、通常時間（教育時間）終了後に在園児を預かる事業。

(7) 一時預かり事業（幼稚園以外が実施する預かり保育）

【事業概要】

・一時預かり事業

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認可保育所において、必要な保育を行う事業です。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人を行うことができる人が会員組織を構成し、保育所等への送迎や預かり等を行う事業です。

・トワイライトステイ事業

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、夕方から夜にかけて短期間、子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き認可保育所が実施する一預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業の実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業については、2020年（令和2年）3月現在の提供体制を維持しながら実施していきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	43,785	44,403	45,622	47,322	48,850
確保の内容 ②	61,439	63,879	63,879	63,879	63,879
一時預かり事業 （幼稚園以外）	53,680	56,120	56,120	56,120	56,120
ファミリー・サポート・センター事業 （病児病後児以外）	4,660	4,660	4,660	4,660	4,660
トワイライトステイ事業	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099
②－①	17,654	19,476	18,257	16,557	15,029

(8) 病児保育事業・病後児保育事業

【事業概要】

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年（令和2年）3月現在、認可保育所3か所と企業主導型保育事業1か所において、病後児保育事業を実施しています。

また、病児保育事業については、藤が岡二丁目再整備事業による整備や、医療機関との連携による整備を進めています。

今後は、整備を進めている事業の実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、現状で実施施設がない中部地区への設置など、必要な整備に向けた検討を進めていきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	5,785	6,527	6,439	6,404	6,356
確保の内容 ②	4,019	4,987	5,722	6,457	6,457
病児病後児保育	3,856	4,824	5,559	6,294	6,294
ファミリー・サポート・センター事業 （病児病後児利用）	163	163	163	163	163
②－①	△1,766	△1,540	△717	53	101

(9) ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人を行うことができる人が会員組織を構成し、児童クラブへの送迎や預かり等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年（令和2年）3月現在実施している体制で見込み量を確保できているため、この体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	4,639	4,659	4,606	4,493	4,393
確保の内容 ②	4,659	4,659	4,659	4,659	4,659
②－①	20	0	53	166	266

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

母子健康手帳交付等妊娠期支援に関わる情報提供を充実し、適正交付を受け、適正な時期に健診を受診できるよう啓発に努めます。

（単位：人回）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み	39,500	39,000	38,500	38,000	37,500
確保の内容 （実施体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査費用補助券の交付と医療機関等との連携 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実 				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安心・安全な子育てのために必要な情報提供やさまざまな支援に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の専門資格を持つ訪問員が訪問を行い、乳児と保護者の健康への配慮と、その時期の子育てで起こりうる課題への対応ができるよう、他職種・他機関と連携し、必要な支援につなぎます。

(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	3,250	3,200	3,150	3,100	3,050
確保の内容 (実施体制)	・資格保有者による乳児家庭（生後4か月まで）の全件訪問 ・発育や育児に関する相談や適切な情報提供 ・不適切な養育などの問題の早期発見				

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

家庭において児童が適切に養育されるよう、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、支援を行っていきます。

(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	521	516	511	505	498
確保の内容 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的助言・指導の支援 ・ヘルパー派遣（委託業務）による育児・家事の援助の支援				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

認可保育所や幼稚園等を利用する児童の保護者が、各園に支払う給食費、日用品や文房具などの教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、その費用の一部を助成します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入の促進に向けた調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等への設置、運営を促進するための支援を行う事業です。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。

本市では、2017年度（平成29年度）に私立幼稚園1園が認定こども園へと移行しており、この移行にあたっては、神奈川県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

2020年（令和2年）3月現在、施設等利用給付を受ける幼稚園において、認定こども園への移行を検討する施設もあることから、今後は、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

多様な教育・保育ニーズに対応するためには、認可保育所等の教育・保育施設や、小規模保育事業等の地域型保育事業、さらには認可外保育施設や一時預かり事業などの子ども・子育て支援施設等が相互に連携することが重要です。

本市では、教育・保育の提供区域ごとに、地域型保育事業所の卒園後の受け皿として、複数の連携施設を確保できるよう、認可保育所との間で協定の締結や、卒園後も円滑に保育の提供ができるよう、施設間の情報共有や連携等の支援を行っています。

また、区域内の保育関連施設との連携や交流、支援などを目的に、教育・保育の提供区域ごとに設置した基幹保育所（公立保育園4園）が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど、保育の質の確保に向けた取組を進めています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や小規模保育事業、子ども・子育て支援施設等の連携に向けた支援の充実を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の通常時間(教育時間)の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分を、市が園に対して給付)	年2回
上記以外の利用 (認可外保育施設・幼稚園の預かり保育・一時預かり事業等)	償還払い (保護者が園に支払った利用料分を、市が保護者に対して給付)	年2回

また、過誤請求・支払いを防止するために、給付に関する案内や申請等の手続きについて、各施設と連携し、円滑な実施に努めます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携し、施設の運営状況等の情報共有を図っていきます。

また、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取り組んでいきます。

第6章 計画の推進体制

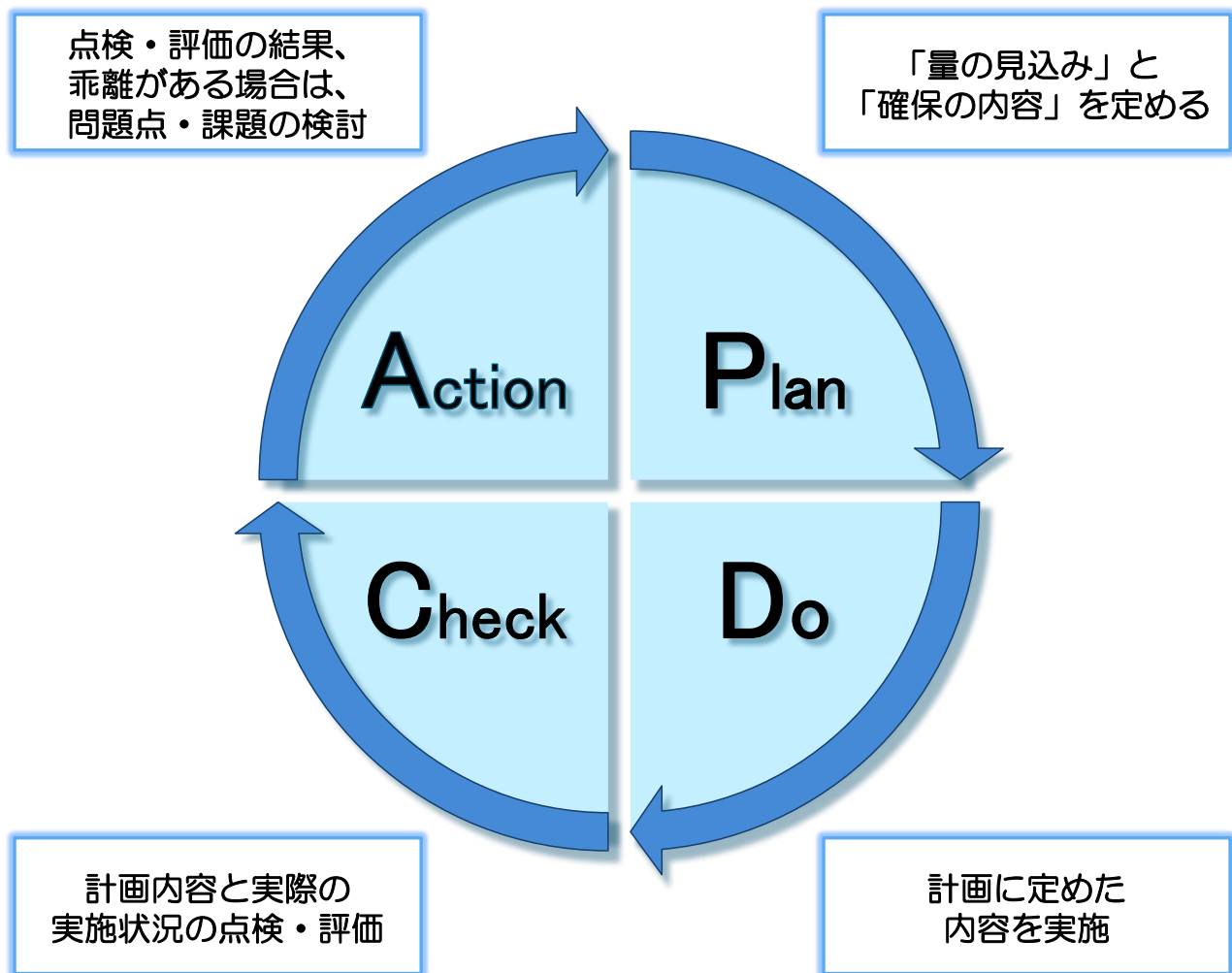
1. 計画の推進体制

子ども・子育て支援新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に施設や事業を提供するとともに、よりきめ細かな子ども・子育て支援サービスを着実に推進して行くため、計画の推進体制を構築する必要があります。

このため、本市では、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定にあたっての審議等を行っています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況等を調査・審議する合議制の機関として位置づけられていることから、計画の策定後においても、毎年度、計画の実施状況についての点検・評価について、この会議で行います。

また、この結果を公表するとともに、必要に応じて、改善に必要な措置を講じていきます。

2. 計画の実施状況の点検・評価



計画の実施状況や評価については、「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、毎年度点検・評価を実施します。

具体的には、PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行います。

また、必要に応じて、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

さらに、計画の推進のためには、多くの市民や関係団体、地域・企業の理解・協力が重要であることから、広報やホームページをはじめ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く周知していきます。

また、子ども・子育て支援新制度について、分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。